



URP Report Series

Urban Research Plaza, Osaka City University

No.49 May, 2020

大阪市立大学先端的都市研究拠点事業総括シンポジウム
発表資料集

大阪市立大学都市研究プラザ
先端的都市研究拠点編

Edited by Urban Research Plaza

大阪市立大学都市研究プラザ

共同利用・共同研究拠点「先端的都市研究拠点」 事業総括国際シンポジウム報告書の刊行に寄せて

大阪市立大学都市研究プラザは、大阪市立大学の建学の精神「大学は都市とともにあり、都市は大学とともにある」を受け継ぎ、都市を学問創造の場としてとらえ、都市が抱える諸問題に英知を結集して正面から取り組み、教育および研究の成果を都市と市民に還元し、地域社会および国際社会の発展に寄与することを目指して、2006年4月に創設された。そして、創設後間もない2007年4月に、文部科学省よりグローバルCOE拠点のひとつに認定され、「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」を目指した研究活動に取り組んできた。

このグローバルCOE拠点としての2007年度から2011年度にかけての研究活動は、多くの研究成果の産出に加えて、国際的ネットワークの構築や若手研究者の育成等の成果をもたらした。それらの成果が国内外の研究機関や研究者から高く評価されたことを踏まえ、都市研究プラザは、文部科学省の新たな研究拠点形成プログラムである「共同利用・共同研究拠点形成事業」に応募し、2014年4月に、「先端的都市研究拠点」という名称で、文部科学省の「共同利用・共同研究拠点」のひとつに認定された。

それからの6年間、都市研究プラザは、この「共同利用・共同研究拠点」としての活動に重点的に取り組んできた。とりわけ力を入れたのは、都市を対象とした共同研究の組織化であり、毎年度、学外の研究者を代表者とする共同研究を公募し、採択された研究に対して、研究資金の一部を助成してきた。それとともに、グローバルCOE拠点であった時代からの継続した取り組みである国際的ネットワークの構築や若手研究者の育成にも、継続して取り組んできた。

「共同利用・共同研究拠点」としての認定期間は6年間であり、2019年度が最終年度に当たる。そこで、「共同利用・共同研究拠点」としての6年間の活動を総括することを目的とした国際シンポジウムを企画し、2020年2月15日および16日の2日間にわたって開催した。本レポートは、その事業総括国際シンポジウムにおける報告のために各報告者が提出した、報告の梗概や資料等を収録したものである。

このシンポジウムが開催された2020年2月中旬という時期は、新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりが、問題となり始めていた時期であった。日本ではまだ、海外への、あるいは海外からの渡航は禁止されてはいなかったが、報告をお願いしていた韓国世宗大학교の金秀顯教授は、所属する大学校から渡航自粛を求められ、来日を断念せざるを得なかった。また、シンポジウム会場に消毒用アルコールを備え、マスクを持っていない参加者はマスクを配布する等の、感染症対策を行ったうえでの開催となった。そして、そうした時期であったことも一因となって、参加者は「共同利用・共同研究拠点」としての活動に熱心に関わっていただいた方々に限られ、ごく小規模なシンポジウムとなざるを得なかった。また、シンポジウムの一環として予定していた生野コリアタウンの現地視察は、中止せざるを得なかった。

しかしながら、たとえ小規模なものであっても、海外からも研究者を招聘し、参加者が一同に集うかたちでシンポジウムを開催できたのは、幸運だったと言わなければならない。その後、我が国も、多くの国への、そして多くの国からの渡航を制限するに至り、そしてさらには、国内においても、移動の自粛を求めるようになったことは、周知の通りである。もし

も、このシンポジウムの開催を、年度末である3月に予定していたならば、開催を中止せざるを得なかつたであろう。2月中旬というのは、まさにギリギリのタイミングだったのである。

このレポートは、こうした絶妙の時期に開催された国際シンポジウムの記録である。2日間にわたるシンポジウムでは、都市研究プラザに特別研究員として在籍し、その間の研究成果を踏まえて、他の研究機関に専任教員として就職した若手研究者の研究報告や、都市研究プラザが公募し、採択した共同研究の成果報告に加えて、「共同利用・共同研究拠点」としての活動に熱心に関わってくださっている国内外の研究者による研究報告も行われた。それぞれの報告を受けての質疑応答も熱心に行われ、小規模ではあるが、たいへんに充実したシンポジウムであった。

こうしたシンポジウムの模様を伝える本報告書が、今日の都市の現実や都市が抱える諸問題に关心を抱いている多くの人々に読まれ、研究や実践の参考にしていただけることを期待している。

なお、この国際シンポジウムが開催された後、都市研究プラザは、文部科学省より、拠点認定の更新を受けることができた。そして、その結果、「先端的都市研究拠点」としての活動は、さらに6年間継続していくことになった。新型コロナウイルス感染症の影響により、研究活動が大幅に制約されている状況が続いているが、状況が改善したならば、これまで以上に充実した研究活動を開拓していきたいと考えている。

大阪市立大学都市研究プラザ所長
阿部 昌樹

文部科学省「共同利用・共同研究拠点」

大阪市立大学先端的都市研究拠点 事業総括国際シンポジウム

大阪市立大学都市研究プラザは、2006年設立以来、世界及びアジアの都市をフィールドに据え、文化創造と社会包摂に資する先端的都市論の構築を目指してきました。

2014年度には、文部科学省・共同利用・共同研究拠点「先端的都市研究拠点」として認定されました。さらに、最初の3年間は「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～スタートアップ支援」に採択されました。それまで内外の連携研究機関とともに蓄積してきた研究・学術資源を、地域や一般社会と深く共有し、協力関係の強化へつなげ、さらに先端的都市研究をスケールアップしていくための拠点として、整備を進めてきました。その結果、「中間評価」では、共同研究とその成果の発信、若手研究人材の育成が意欲的に行われていることが高く評価されました。そして、国際的なネットワークのハブとして国際共同研究をけん引するとともに、政策立案能力を備えたアクションリサーチャーを育成するなど、さらなる機能強化に期待が寄せられるという助言をいただきました。

本年度は拠点認定期間の最終年度に当たります。この期待に果たして応えられたでしょうか。若手研究者や国内外の共同研究者からの報告を交えて、本拠点の6年間の取り組みを総括するとともに、今後を展望します。皆様の参加をお待ちしております。

2020年2月15日(土)9:00～12:30, 16日(日)10:00～17:00

大阪市立大学高原記念館学友ホール(JR「杉本町」徒歩5分)

主催：大阪市立大学都市研究プラザ・先端的都市研究拠点

参加費：無料（事前申込不要）

問合せ：〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

大阪市立大学都市研究プラザ 先端的都市研究拠点事務局

06-6605-3444(直) joint_office@ur-plaza.osaka-cu.ac.jp

プログラム

2月15日(土) 1. 先端都市特別研究員による研究成果報告

2. 本拠点出身研究者による研究成果報告

志賀信夫(広島県立大学) ヨハネス・キナー(埼玉大学)

3. 連携研究者からのコメントと講演

埋橋孝文(同志社大学)

2月16日(日) 1. 事業成果の概要について

阿部昌樹(都市研究プラザ所長)

2. 招待講演 共同利用・共同研究拠点の今後について

文部科学省 研究振興局 学術機関課より

3. 共同研究課題の成果報告

経済・社会の構造変化に対応する居住福祉政策の実践的共同研究

ヴァルネラブルな刑務所出所者等の意思決定支援に関する研究—当事者参画による共生都市の創造に向けて
地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の再生に向けたアクションリサーチ

包摂都市の形成にかかる人材養成に向けた研究

レジリエンスからイノベーションによるサービスハブ地域賦活過程の都市理論研究

5. 海外招へい者による講演

Yip Ngai-ming(City University of Hong Kong)

Kim Soohyun(Sejong University)

Liling Huang(National Taiwan University)

6. 総括討論

(終了後) 研究交流会

プログラム

2020年2月15日（土）

9:00 開会挨拶

9:05 2019年度URP先端都市特別研究員合評会

湯山篤

松下茉那

10:05 本拠点出身研究者による報告／連携研究者による講演

志賀信夫（広島県立大学）

ヨハネス・キーナー（埼玉大学）

埋橋孝文（同志社大学）

11:45 コメント HUANG Liling, YIP Ngai-ming, KIM Soohyun

12:25 閉会挨拶

2020年2月16日（日）

10:00 開会

10:05 開会挨拶 櫻木 弘之（大阪市立大学副学長）

10:10 事業報告 阿部 昌樹（都市研究プラザ所長）

10:30 招待講演 西井 知紀（文部科学省研究振興局学術機関課長）

10:50 共同研究課題の成果報告

岡本祥浩（中京大学）

安田恵美（國學院大學）

矢野淳士（AKY インクルーシブコミュニティ研究所）

網中孝幸（八尾市）

ヨハネス・キーナー（埼玉大学）

12:30 休憩

13:30 海外招へい者特別講演

HUANG Liling (National Taiwan Univ.)

YIP Ngai-ming (City University of Hong Kong)

KIM Soohyun (Sejong University)

16:25 総括討論 水内俊雄・全泓奎（都市研究プラザ）

16:55 閉会挨拶

17:00 研究交流会



実施機関（都市研究プラザ）の沿革・特徴と 本拠点の目的

■ 2006年 都市研究プラザ設立

- 大阪市立大学の都市研究がもつ豊かな伝統・資産の継承
- 国際公募型若手人材育成

■ 2007年度 文部科学省グローバルCOE拠点「文化創造と社会的包摶に向けた都市の再構築」採択（～2011年度）

- アジアを中心とした都市研究の国際的ネットワークを構築
- 同志社大学創造経済研究センター、日本福祉大学アジア福祉社会開発研究センターなどとの共同研究の実績

■ これまでの蓄積を活用して何ができるか？

- 文化創造と社会包摶に資する先端的都市論を構築する共同研究の拠点形成を目指す
- アジアの諸都市をフィールドとした都市研究の継続的発展
- 21世紀型のレジリアント（復元力に富んだ）都市の理念／実践モデルの構築
- 共同研究機関との連携による学術資料の収集、共有、アーカイブ化
- 構築済みの国際的ネットワークの、都市問題の解決を志向する実践研究のプラットフォームとしての再編・強化

■ 2014年度 文部科学省「共同利用・共同研究拠点」（先端的都市研究拠点）認定

「特色ある共同研究拠点の整備の推進の事業～スタートアップ支援～」採択（～2016年度）

URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

2

先端的都市研究の問題意識と意義

■都市の機能不全

- ・貧困の都市化、都市空間の脆弱化、都市行政の制度疲労 = 都市の機能不全

■アジア固有の経験

- ・後発的近代化と高密度都市の形成
- ・欧米と異なる福祉概念の存在
- ・急速な高齢化・低成長・分権の時代に対応する社会政策へのニーズ

➤欧米発の都市論の限界が露呈

■新たな可能性

- ・政府をリードする地域の革新的実践
- ・アートがもつ包容力・地域再生力

■「先端的アジア都市論」の構築に向けて

- ・社会的排除など都市問題の解決を志向する実践研究に学際的な視点を導入
- ・学際的かつ実践的な研究成果を蓄積
- ・蓄積した研究成果を東アジア発の都市論として統合
- ・欧米の研究者と交流、既存の欧米発の都市論と対比
- ・東アジア都市の現実を適切に説明可能な、東アジア発の都市論の先端性を明示
- ・高次の普遍性を備えた新しい都市論を構築

URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

3

活動実績の全体像

Input

拠点所属研究者

- ・教員 30名
- ・運営委員 27名（うち外部 17名）
- ・課題選考委員会 16名（〃 9名）
- ・URP特別研究員 89名
- ・特別研究員（先端都市・若手）
延べ47名

共同研究参加者 延べ7,700名

施設・文庫・アーカイブ

学外・海外研究拠点

学外資金

- ・スタートアップ支援
- ・科研費・省庁関連研究費
- ・民間研究助成

学内資金

- ・学長裁量経費
- ・研究推進本部経費
- ・競争的資金

共同利用
共同研究

市民組織
行政機関

Output

筆頭著者論文 664点

- ・拠点刊行物
- ・ブックレット 17点
- ・単行本 4点
- ・和文学術誌 1誌
- ・英文学術誌 2誌

特別研究員（先端都市） 学術研究機関へ輩出

国際シンポジウム 64件 4,400名参加

国内学術・一般向け企画 206件 63,600名参加

情報発信

- ・ウェブサイト
- ・ニュースレター
- ・レポート、ドキュメント

Feedback

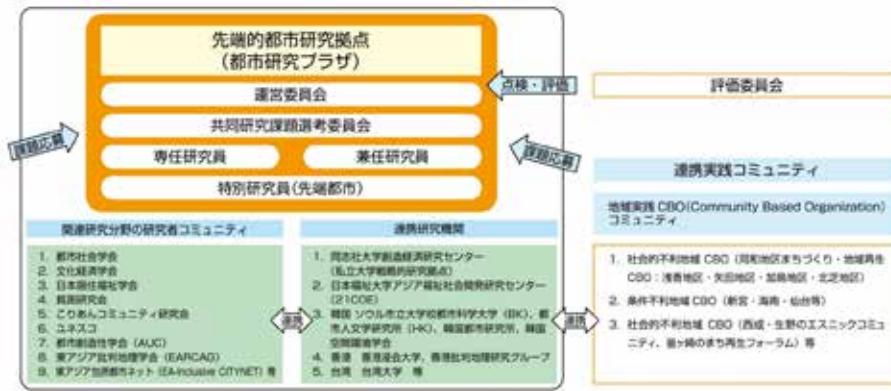
URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

4

組織体制

- 専任教員3名、特任教員6名、兼任研究員15名による個人研究及び学際的な共同研究
- 内部の研究者が主導する共同研究プロジェクト
- 外部の研究者が主導しつつ関連コミュニティ等と協働する公募型共同研究
- 国際公募による先端都市特別研究員（若手）



URP
Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

5

日本とアジアを動いて繋げるネットワーク型組織



連携研究機関

～各国主要都市において都市研究を精力的に推進する大学～

- 韓国 = ソウル市立大学校、国立ソウル大学校、韓国外国语大学校
- 台湾 = 国立台湾大学、輔仁大学
- 中国 = 上海交通大学、香港浸会大学、香港城市大学
- タイ = 国立チュラロンコン大学
- インドネシア = 国立ガジャマダ大学

URP
Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

6

利用できる主な資料・設備

■高原記念館（地上2階1,488m²）

- ・1階(200m²)・2階(300m²)に共用スペースを設置
- ・1階の研究交流スペースを研究会等に提供



高原記念館

■都市文庫 56,290冊（設置1980年）

- ・閲覧・事務スペース、研究スペースを設置
- ・都市問題に関する広範囲の図書・資料
- ・諸外国の大都市に関する調査研究文献・統計・資料

■学術情報総合センター本館（37,434m²）

- ・図書236万冊、電子雑誌18,900誌、マルチメディア1万種



学術情報総合センター

■釜ヶ崎アーカイブス

- ・上畠恵宣氏（元西成労働福祉センター）撮影の写真・映像

■上田貞治郎写真史料アーカイブス

- ・古写真蒐集家・上田貞治郎氏（1860-1944）が収集した写真・文書史料数千点

■大学ゲストハウス（1999年開設）

URP

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

公募型共同研究一実施実績

年度	課題 (件)	予算 (千円)	イベント・成果物（件数または点数）			
			ブックレット	論文	国際シンポ	国内企画
2014	8	4,580	5	96	12	10
2015	11	4,300	3	114	18	19
2016	10	4,597	4	121	5	41
2017	5	750	1	79	4	24
2018	5	750	4	167	6	29
2019	5	1,000	5	80	2	19
計	44	14,977	22	664	52	158



URP

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

公募型共同研究一内容

分野：①包摂型創造都市論、②アートによる社会包摂、③包摂都市と居住福祉

研究対象となる社会的課題	件数
居住・ホームレス	6
インナーシティ、寄せ場	6
社会的排除全般	5
出所者	5
同和地区	5
生活困窮者	4
エスニック・マイノリティ	3
地方都市	3
ジェントリフィケーション	2
子どもの貧困	2
性的少数者	2
その他	4

解決手法として着目されたもの	件数
まちづくり、地域づくり	8
アート、伝統芸能	7
社会的包摂全般	5
コミュニティ・ビジネス、社会的企業	5
居住福祉	4
サービスハブ	3
都市ガヴァナンス	2
支援ネットワーク構築	2
その他	4

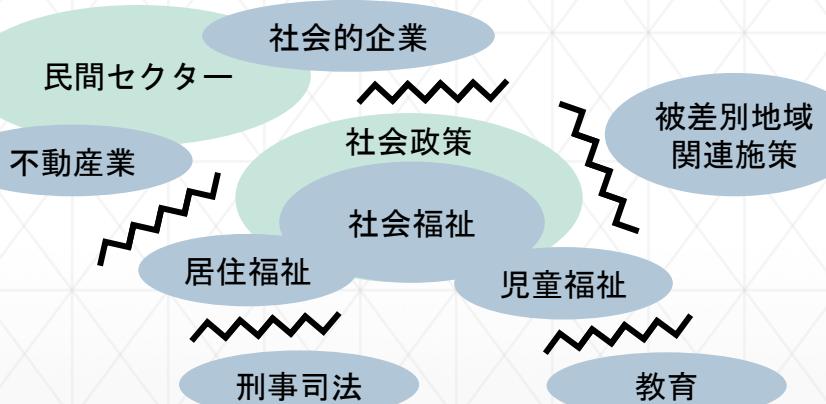
✓研究課題は多様でありながら、それぞれが相互に重なりあう部分を持つ

URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 都市研究プラザ

9

公募型共同研究が可視化する「はざま」



■細分化された学問分野が見落としがちな領域を積極的に取り扱っている

✓学際的実践研究の強みが發揮されている

URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 都市研究プラザ

10

共同研究プロジェクト

■2017年度開始

■拠点所属教員が主導

■若手研究人材育成の受け皿として

1. 生物多様性と文化コミュニケーションを組み込んだ都市生態学の新展開
2. 現代資本主義と都市の変容
3. 人口減少・超高齢社会における都市政策・都市行財政
4. 文化的多様性の承認と社会的包摂に向けた東アジア都市間対話
5. 包容力ある都市の構想に関する包括的研究
6. 近世地域社会史の研究～都市大阪と和泉地域～
7. 多民族（多文化）共生社会と包摂型アート＆アーツマネジメント
8. 臨床音楽学研究～知的障害者を含む音と言葉による対話の場の構築～
9. 災害後の文化（特に芸能）の二次創作に関する実践研究
10. 多世代共生型地域再生のための障害者支援モデルの開発
11. 建築ストックの活用によるレジリエントな都市再生～大阪長屋と近代建築を対象に～
12. 災害や機能不全に対するレジリエントなコミュニティづくりや住まい方に関する研究

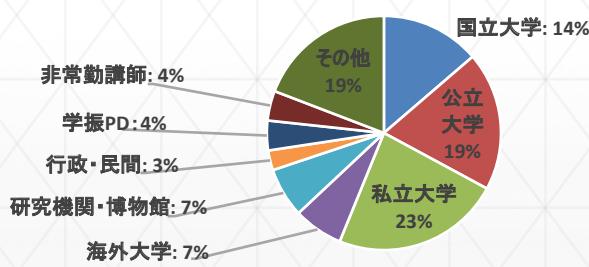
URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 都市研究プラザ

11

国際公募による若手研究人材育成

- 先端都市特別研究員（若手）として採用・育成
- 研究費を支給（うち一部は雇用）して研究者としての自立を支援（期間：1～3年）
- 多くの博士号取得者を学術研究機関へ輩出
2014年4月～（拠点認定以降終了者）45名中70%（専任・特任教員46%）
2007年4月～2014年3月（拠点認定以前終了者）106名中81%
多くの博士号取得者を学術研究機関へ輩出
- ✓ 公募型共同研究を率いる存在として活躍



制度開始以降の先端都市特別研究員の終了後進路状況(2019年12月現在)

URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 都市研究プラザ

12

国際学術交流～特色ある都市間交流

東アジア都市問題に関する学際的ネットワークの構築

- ・海外センター・オフィスおよび開催自治体の全面協力で実施。都市研究の最新成果を研究者コミュニティだけでなく、行政機関や市民社会とも共有。
- ・第4～9回東アジア包摂都市ネットワーク・ワークショップ（香港、台北、ソウル、大阪）
- ・第13～17回都市文化研究フォーラム（バンコク）
- ・第13～17回都市研究フォーラム（ジョグジャカルタ）



アジア型アーツマネジメントの唱導

- ・アジア諸都市を巡回して開催。研究者やアートと社会包摂の領域で活動する実践家が参加。欧米中型の文化政策・アーツマネジメントに対し、アジア発のオルタナティブ・モデルの構築を模索。
- ・第9～13回アジア・アーツマネジメント会議（クアラルンプール、マニラ、ヤンゴン、沖縄）



最新のテーマを扱うシンポジウム

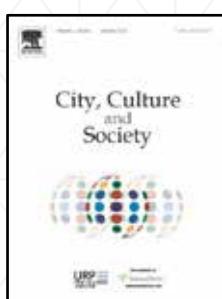
- ・包摂型創造都市と文化多様性（2014年7月）
- ・日本居住福祉学会国際比較居住福祉セミナー（2015年12月）
- ・都市研究プラザ10周年記念シンポ「復元力のある都市をめざして」（2016年9月）

✓ 国際会議開催実績：66件、4,400名参加

URP :::
Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 都市研究プラザ

13

国際学術誌の編集・発行



City, Culture and Society
(2010年創刊、Elsevier社より刊行)

- ・中堅上位ランクに成長（2019年12月現在、CiteScore: 1.45, SNIP: 0.592; SJR: 0.692）
- ・国際的な先端的都市論の構築に資するだけではなく、国内に編集事務局を置く唯一の都市研究分野の英文雑誌として、日本の学術的プレゼンスを高める上でも重要な役割が期待される



Journal of Urban Culture Research
(2010年創刊)

- ・チュラロンコン大学芸術学部と共同編集
- ・都市研究プラザが探究する「アジア型アーツマネジメント」の試みとリンク
- ・タイ国内の人文系学術誌でトップランク評価

URP :::
Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 都市研究プラザ

14

研究成果の社会還元～現場プラザによる活動



オープンナガヤ（協力：豊崎プラザ）

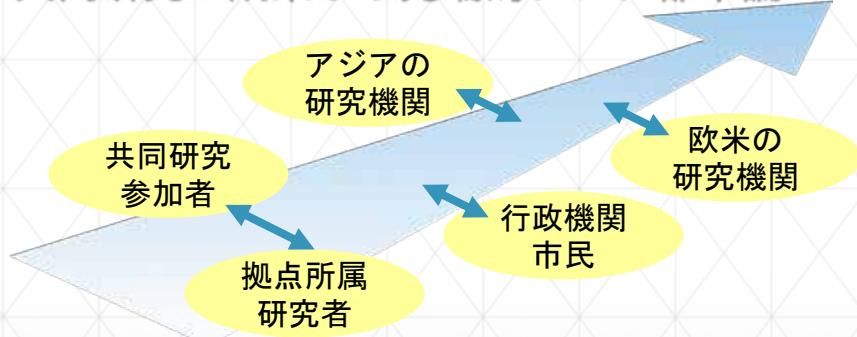
長屋再生、まちづくり研究と実践を架橋する独自の試み。行政機関、NPO、地域住民、関連業界などを巻き込んだイベントに成長。
豊崎プラザにおける10年来的活動をまとめた『いきている長屋一大阪市大モデルの構築』は2018年日本建築学会著作賞を受賞。

URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

15

共同研究の成果から先端的アジア都市論へ



■ Dialogic Collaborative (Research) Process

- ・主に教育学で用いられている概念
- ・相互の経験（研究成果ないし実践事例）を持ち寄り、意味付け、持ち帰るという手順を繰り返す
- ・とりわけ異分野の専門家の間で進められることにより、単独では気付かない視座が得られる

URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 | 都市研究プラザ

16

さらなる理論的・実践的深化に向けて

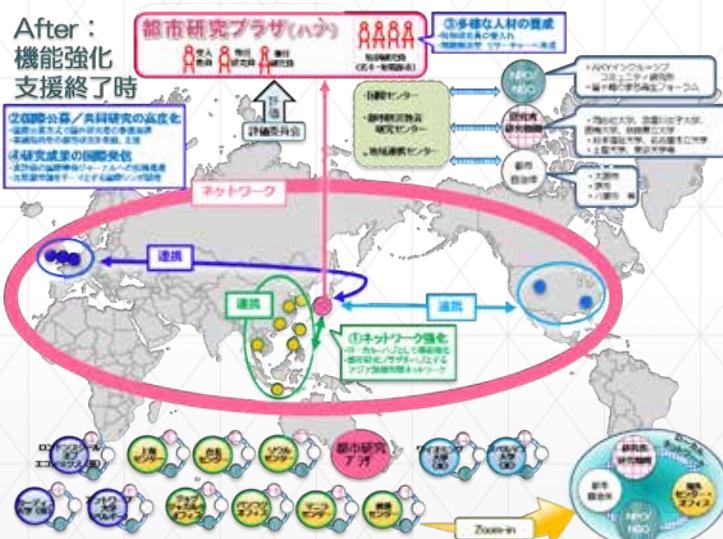
	これまで	〔問題点〕	これから ～これまでの取り組みに加えて～
①ネットワークの強化	・海外センター・オフィスを活用しつつも、基本的には、本拠点と国内外の諸機関・諸団体との、連携協定の締結等による、一对一の関係の形成・緊密化を重視	・海外各都市の諸機関・諸団体相互間の連携が不十分 ・海外センター・オフィスが十分に活用されていない	・海外センター・オフィスをローカル・ハブとしたローカル・ネットワークを本拠点をハブとして結びつけることによる、国際的で多方向的なネットワークの形成を推進
②共同研究の推進・高度化	・国内研究機関に所属する研究者を主たる担い手とした、社会諸科学の理論を踏まえつつ、実践的課題に取り組む研究の推進	・国内の研究者と国外の研究者との共同研究が不十分 ・実務家を十分に共同研究に巻き込めていない	・実務家を含む、都市問題に関わる国内外の多様なステークホルダーを巻き込んだ、より現場に根ざした、実践的な政策提言に直結するような国際的共同研究の推進
③人材育成	・問題発見能力と問題解決能力を備えた実践指向型の研究者の育成	・共同研究を組織する能力を有する研究者を十分に育成できていない ・実務家の育成に十分貢献できていない	・共同研究を組織する能力を有する若手研究者の育成 ・都市問題の解決に実践的に取り組むことのできる、政策立案能力を備えたアクション・リサーチャーの育成
④研究成果の発信	・ブックレット等をとおしての研究成果の社会への還元と、国際学術ジャーナルの継続刊行による国際的アカデミック・コミュニティへの貢献の重視	・研究成果を国際的アカデミック・コミュニティに十分に発信できていない。	・国際学術ジャーナルへの投稿等による、研究成果の国際的アカデミック・コミュニティへの発信の推進

URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 都市研究プラザ

17

見てきた「本拠点がめさすところ」の具体像



URP :::

Osaka City University | Urban Research Plaza
大阪市立大学 都市研究プラザ

18

共同利用・共同研究体制の今後について

2020年2月16日
研究振興局学術機関課



共同利用・共同研究体制に関する政府方針における記載について①

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

④文教・科学技術

（イノベーション創出や科学技術政策におけるEBPM推進による予算の質の向上）

予算を効果的に執行する観点から、研究開発への更なる民間資金の活用、世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものを含む大型研究施設の戦略的推進、最大限の産学官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同の仕組みで推進する。また、国際共同研究の強化などグローバルな研究ネットワークの拡充を促進するとともに、科学研究費助成事業などの競争的研究費の一体的見直し等により、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を促進する。研究設備・機器等の計画的な共用の推進や研究支援体制の整備により、研究の効率化や研究時間の確保を図り、研究の生産性向上を目指す。

※生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった学術研究の大型プロジェクトに関しては、現在、日本学術議において、「第24期学術の大型研究計画に関するマスターplan（マスターplan2020）」の策定に向けた議論が行われている。

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

8. Society5.0実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

②高等教育・研究改革

イ) 研究力の向上

- 科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業等で若手支援や新興・融合領域開拓に資する挑戦的な研究に重点化し強化するほか、国際化・ネットワーク化等による共同利用・共同研究体制の強化など、基盤的経費と競争的資金のデュアルサポートにより多様で挑戦的かつ卓越した研究を強化する。
- 先端的な大型研究施設・設備や研究機器の戦略的活用、AI・ロボット技術の活用等によるスマートラボラトリ化、研究施設の戦略的リノベーション等を積極的に推進し、Society5.0時代にふさわしい研究環境を目指す「ラボ改革」を行う。

2

共同利用・共同研究体制に関する政府方針における記載について②

統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 知の創造

（1）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

- 2019年4月に、文部科学省が策定した、「研究力向上改革2019」を発展させ、人材、資金、環境の三位一体改革により、我が国の研究力を総合的・抜本的に強化するため、2019年内を目途に、大学・国研等における企業との共同研究機能強化や研究に優れた者が研究に専念できる仕組みづくりをはじめとする、以下の項目を中心に検討し、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（仮称）を策定する。

III) 環境

（施設・設備の有効活用）

- ・研究機器の原則共用化
- ・国際化・ネットワーク化等による共同利用・共同研究体制の強化
- ・AI・ロボット技術の活用等によるスマートラボラトリ化の推進
- ・国立大学等の施設の戦略的リノベーションによるオープンラボ等スペースの創出
- ・特定先端大型研究施設（SPring-8・SACLA、J-PARC中性子線施設等）、次世代超高速電子計算機システム（スーパーコンピュータ「富岳」（ポスト「京」）等）、世界の学術フロンティアを先導する大型プロジェクト・SL-NET等の学術情報基盤、ナノテクノロジープラットフォーム等世界水準の先端的な大型研究施設・設備や研究機器の戦略的整備・活用及び次世代放射光施設の推進

（3）量子技術

<人材育成・確保>

- ロードマップを踏まえ、大学・大学共同利用機関と連携・協力し、量子技術に関連した人材育成拠点を、2020年度を目途に整備するとともに、共通的な教育プログラムを開発し、各大学の学部・大学院教育等での活用を促進する。

3

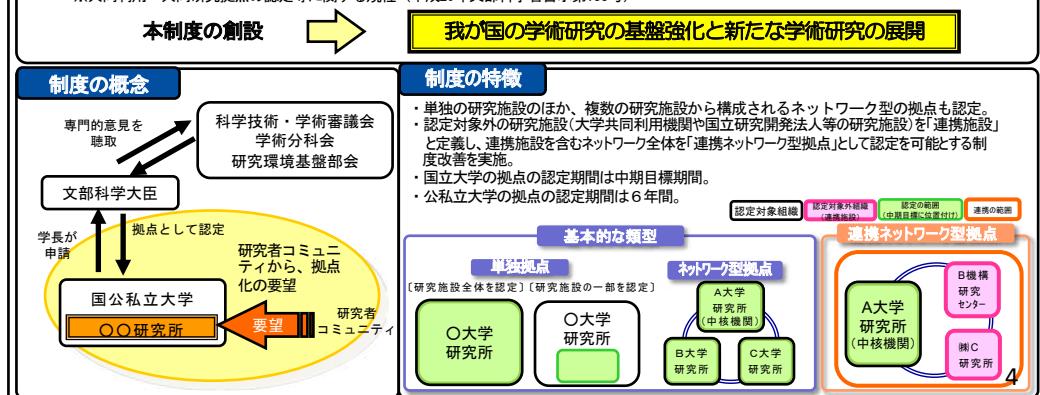
国公私立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度について

創設の趣旨等

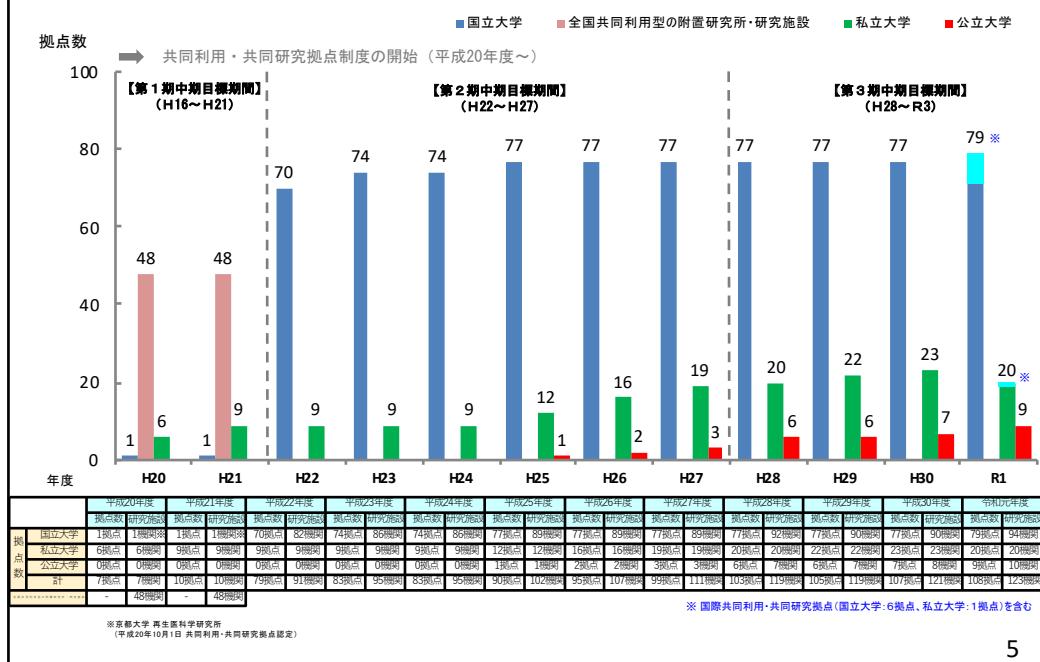
- 個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同利用し、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。
- こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、国公私立大学を問わざる大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要。
- このため、平成20年7月に国公私立大学を通じたシステムとして、文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。

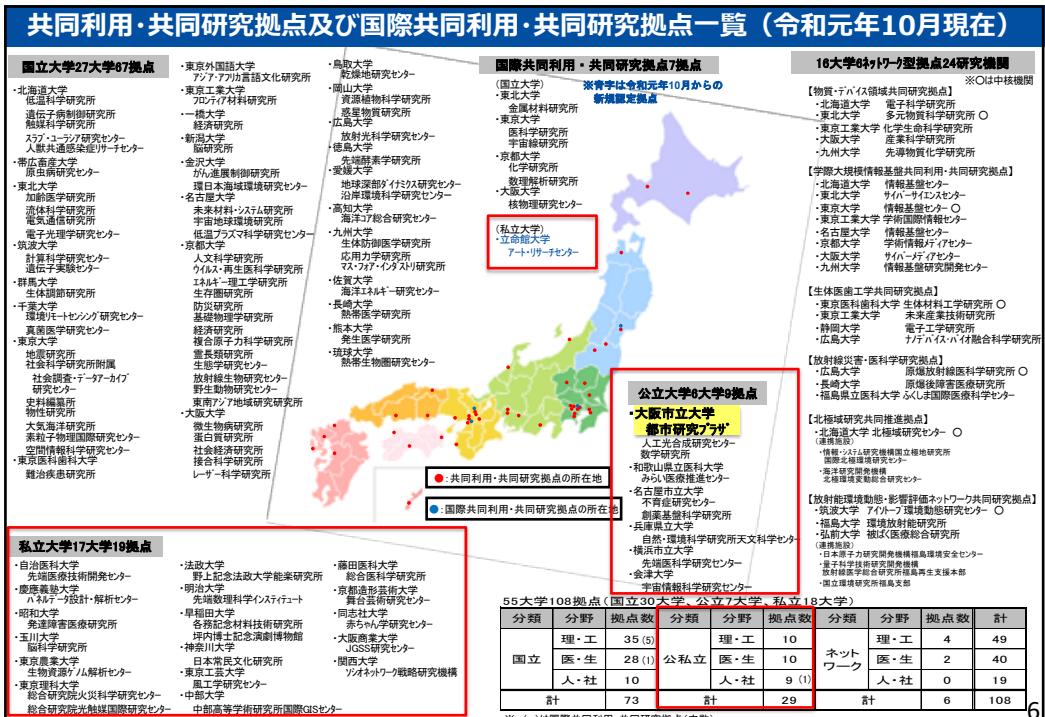
※学校教育法施行規則第143条の3

※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）



共同利用・共同研究拠点数の推移（平成20年度～令和元年度）





共同利用・共同研究拠点に係る関係法令について

○学校教育法施行規則(関連部分)

第百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用をせるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち~~学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。~~

3 第一項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものであつて国際的な研究活動の中核としての機能を備えたものは、国際共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

4 第二項の認定と前項の認定は、重ねて受けることができない。

○共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(抜粋)

(認定の基準)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。

三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。

四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であつて、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員会で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。

イ 当該申請施設を置く大学の職員
ロ 関連研究者
ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。

六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供の他に支援を行うために必要な体制を整備していること。

七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。

九 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。
(以下略)

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業

令和2年度予算額(案) : 273百万円
(令和元年度予算額 : 282百万円)



背景・課題

- 平成20年に大学附置の研究所等を文部科学大臣が「共同利用・共同研究拠点」に認定する制度を創設し、全国共同利用の取組を公私立大学にも拡大。
 - 平成31年4月現在、当該拠点は、**国立大学79拠点に対し、公私立大学29拠点(公立9、私立20拠点)**。大学の8割を占める公私立大学が保有する研究資源を、大学の枠を超えて広く活用することが要望される課題。
 - 令和2年度は、**「研究力向上改革2019」を具体化し、共同利用・共同研究体制の機能強化を図るため、既存の認定拠点のネットワーク化・人材育成等の機能を高め、拠点機能の強化に取り組む**。
- 研究力向上改革2019(平成31年4月)《抜粋》
・全国各地の学術基盤を支える共同利用・共同研究体制の機能強化により、将来性のある意欲的な研究を支え、裾野の広い研究支援体制を構築
・拠点のネットワーク化に向けた支援方策の検討
●統合イノベーション戦略(令和元年6月21日)《抜粋》
<基礎研究を中心とする研究力強化>・国際化・ネットワーク化等による共同利用・共同研究体制の強化

事業概要

[事業の目的・目標]

特色ある研究分野において、優れた学術資料、研究設備等を有し、研究力の高い**公私立大学の研究所等、大学の枠を超えた研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を目指す。**

[事業概要・イメージ]

大臣認定(6年間)を受けた「共同利用・共同研究拠点」を対象に、スタートアップのため初期投資(スタートアップ支援)、**機能強化の強化を図る取組について支援(機能強化支援)**を行う。

また、「国際共同利用・共同研究拠点」の認定を受けた拠点に対し、国際共同研究を牽引する機能を強化するための取組への支援(国際共同研究推進支援)を行う。

なお、令和2年度は、**機能強化支援の公私混行、3拠点を公募する**。

なお、令和2年度は、**機能強化支援の公私混行、3拠点を公募する**。

※()は国際共同利用・共同研究拠点

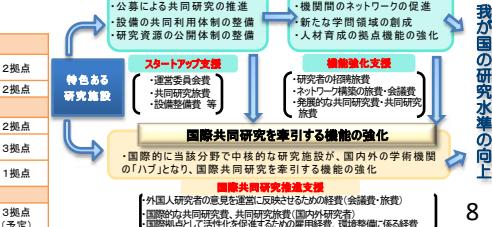
国公私立大学の共同利用・共同研究拠点数
55大学108拠点(国立30大学、公立7大学、私立18大学)

大学	分野	拠点数	大学	分野	拠点数
国 立	理・工	39(5)	理・工	10	
	医・生	30(1)	医・生	10	
	人・社	10	人・社	9(1)	
計	79	計		29	

[事業スキーム] [支援対象] 共同利用・共同研究拠点の大臣認定を受けた公私立大学

支援内容	スタートアップ支援	機能強化支援	国際共同研究拠点支援
開拓	新規拠点開拓に伴う経費(人件費)	スタートアップ支援の終了した拠点が、既存の認定拠点や新規開拓拠点の開拓費、人材育成等の機能を強化するための取組の実施費用	既存の国際共同研究拠点(既存の認定拠点)、既存の国際共同研究拠点の運営費
下算額	- 令和2年度は公募を行わない	30,000千円以上(既存拠点2年以内以降10%ずつ逆算)	- 令和3年度は公募を行わない
R2拠点	- 各拠点2年度は公募を行わない	- 拠点	- 各拠点2年度は公募を行わない

(支援のイメージ)



8

我が国の研究水準の向上

国際共同研究拠点支援
外国人研究者の意見を踏まえ反映させるための活動(会議費・旅費)
既存の国際共同研究拠点の運営費
既存の国際共同研究拠点の運営費
既存の国際共同研究拠点の運営費
既存の国際共同研究拠点の運営費

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業による成果

① 特色ある共同研究拠点に対する支援の成果

公私立大学の共同利用・共同研究拠点における共同研究者数・論文数

年度	共同利用・共同研究者数(人)	論文数(編)
20	131	793
21	240	1349
22	350	1817
23	415	1745
24	496	1888
25	618	2785
26	623	4771
27	635	3707
28	811	3924
29	818	4633
30	801	4972

→研究者が共同で研究を行う体制への支援を通じ、研究水準の向上等が図られている。

拠点における設備等の共同利用者数

年度	利用者数(人)	学外利用者数(人)	学外利用者割合(%)
20	7177	1702	48.6
21	7996	2002	54.79
22	8500	2479	58.88
23	9661	3097	63.97
24	9975	3057	60.57
25	10062	3191	31.91
26	12782	8782	67.00
27	1832	1291	71.99
28	2548	1609	63.64
29	47145	341	74.1
30	49864	35	75.5

② 拠点活動の主要な具体的成果事例

① 東京工業大学「風工学研究拠点」

- 大型風洞等の実験施設を活用した都市環境・デザインに関する共同研究を展開。
- 台風・豪雨等による強風災害の低減や、都市部の空気汚染対策等に貢献。
- 構築したデータベースが世界的な設計指針の利用可能データベースとして登録。

民間企業等との共同研究や委託研究の件数及び研究費
平成25年度 21件 29,800千円
平成26年度 33件 26,100千円
平成27年度 31件 52,112千円
平成28年度 17件 19,691千円
平成29年度 16件 26,866千円

- 東京工業大学「大型風洞実験装置」→ 建築物等(縮小スケール模型)に作用する風力等を計測できる最高性能の風洞設備
- ・産学連携による共同研究や、企業からの資金の受入を促進
- ・国際的に活用される研究成果の創出

② 和歌山県立医科大学「障害者スポーツ医学研究拠点」

- 県内を中心とした地域医療を支える大学の特色を活かして、特に障害者スポーツ医学、防府医学を中心とした共同研究を展開。
- 超高齢化時代を迎える我が国の健康維持増進に寄与。

パラリンピック日本代表選手の筋科学データのデータベース化、及び革新的な健診データの資料化
→ 関連分野の基礎研究・応用研究等の推進に貢献

- 国民の健康増進、さらには一億総活躍社会の実現に寄与

9

18

国際共同利用・共同研究拠点制度について

背景・目的

- **共同利用・共同研究拠点**は、我が国における当該研究分野の中核的研究拠点であり、**国際的なレベルの研究を推進**し、当該分野の研究の発展をリードする役割を果たしている拠点や当該分野の**国際的な連携・協力の窓口としての役割を果たしている拠点も少なくない。**
- 一方、我が国の科学技術・学術分野においては、近年、論文数の伸びが停滞し、国際的なシェア・順位は大幅に低下。主要国においては、論文数のうちの国際共著率を増加させ全体の論文数を増加させているが、我が国においては、国際共著率の伸びも停滞している。
- このため、**国際的にも有用かつ質の高い研究資源等を最大限活用し、国際的な共同利用・共同研究を行う拠点を「国際共同利用・共同研究拠点」として認定し、重点支援することで、国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の基礎科学力を強化させる。**



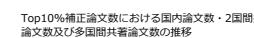
各国情況での共著関係の構造変化

2005年

2015年

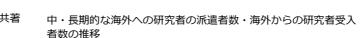
注: 1. 円の大きさ(直径)は当該国又は地域の論文数を示している。
2. 円の間を結ぶ線は、当該国又は地域を含む国際共著論文数を示しており、線の太さは国際共著論文数の大きさにより太くなる。
3. 過去3年間分の論文を対象としている。
出典: エリゼビア社コープスに基づいて科学技術・学術出版研究所所有

Top10%補正論文数における国内論文数・2国間共著論文数及び多国間共著論文数の推移



年	国内	2国間共著	多国間共著
2006	7,437	6,089	3,608
2007	7,412	7,231	3,682
2008	7,540	7,505	4,062
2009	7,643	7,654	4,277
2010	7,754	7,754	4,378
2011	7,854	7,854	4,479
2012	7,954	7,954	4,579
2013	8,054	8,054	4,679
2014	8,154	8,154	4,779
2015	8,254	8,254	4,879

中・長期的な海外への研究者の派遣者数・海外からの研究者受入者数の推移



年	海外からの研究者受入者数	日本への研究者派遣者数
2006	11,320	11,821
2007	11,279	11,820
2008	11,207	12,223
2009	11,207	12,118
2010	11,204	12,014
2011	11,153	12,014
2012	11,153	12,014
2013	11,153	12,014
2014	11,153	12,014
2015	11,153	12,014

出典: 「国際研究交流の概況」(平成29年6月、文部科学省)

■ Top10%補正論文数における2国間・多国間共著論文数の伸びが他国と比較して、国内論文数は同程度であり、国際共著論文で差が生じている。

■ 国際的に科学論文数や国際共著論文数が伸びているが、我が国の伸びは鈍い

注: 1. 円の大きさ(直径)は当該国又は地域の論文数を示している。
2. 円の間を結ぶ線は、当該国又は地域を含む国際共著論文数を示しており、線の太さは国際共著論文数の大きさにより太くなる。
3. 過去3年間分の論文を対象としている。
出典: エリゼビア社コープスに基づいて科学技術・学術出版研究所所有

概要

- 「共同利用・共同研究拠点」制度とは別に、新たに「国際共同利用・共同研究拠点」制度を創設（平成30年度～）。国際的に有用かつ質の高い研究資源等を活かして、国際的な共同利用・共同研究を実施する研究拠点を「国際共同利用・共同研究拠点」として認定。
- 国際的な共同利用・共同研究を一層活性化させるための外国人研究者招へい費（滞在費・旅費）、外国人研究者支援のための職員人件費、共同研究費、設備費、世界的な中核拠点に求められる若手研究者育成費（研究費、人件費）等を支援。

10

立命館大学 アート・リサーチセンター 日本文化資源デジタル・アーカイブ国際共同研究拠点

拠点長: 細井浩一

○文化研究資源のデジタル・アーカイブによって、デジタル・ヒューマニティーズ型日本文化・芸術研究の加速化を実現し、かつオンライン・デジタル研究環境を全世界に提供する。もって、各国に散在する日本文化研究拠点の活性化と連携を図り、日本芸術・文化研究の強化と普及を目指す。

研究所の概要

研究分野: 文化情報学、及び情報学、地理学、芸術学、歴史学、文化財学

研究者数: 31人（令和元年10月1日現在）

実績: 欧米の博物館・美術館等に所蔵される文化資源（美術・歴史的資料）の網羅的なデジタル化を継続的に推進している唯一の拠点。浮世絵ポータルDB(606,718件、3,367,463 PV)、古典籍ポータルDB(213,336件、3,089,356PV)など、世界最高峰のDBを構築し、大英博物館やメトロポリタン美術館など世界を代表するミュージアムへ基盤環境を提供、展覧会などの研究活動を底支え。インドネシア・ボコドゥール寺院など、**アジアの世界的文化遺産・文化財のデジタル・アーカイブ**も加速的に推進。各国文化省レベルとの共同研究を実施。

機能強化を図る取組

- 英語を第一言語とした情報発信により、日本研究に携わる者以外の研究者との共同も視野にいれる。
- 地理的制限を超え、デジタル空間上での研究活動をより効果的に進められる共同研究のための**オンライン空間**を開始し、運用をスタートする。
- 「**「めぐら字解説支援システム**」や古地図整形機能など、AIやデータサイエンスを活用して、人文研究を強力に支援するシステム・ツールの開発・提供

機能強化により期待される効果

- 海外研究拠点同士の連携を強化し、研究効率の大幅なアップを図る。日本文化研究の枠を超えた、国際的文化研究、情報学での応用、商用・非商法を含む文化資源企業など幅広い分野との共同化。
- 海外で活躍する日本文化研究者・若手研究者が、国籍や国境・地域を問はず共同研究を実施する機会を大幅に伸長。
- ・「世界中の日本研究」という国際的な目的・意義を明確にした研究者の育成。
- ・デジタル技術によって、沈滞する人文学研究ヒューマニティーズの手法を刷新に図り、日本文化以外の分野にも**デジタル・ヒューマニティーズ型研究を進展**。

11

知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開 最終取りまとめに向けた検討案（概要）

—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—

現状認識

- デジタル革命の進展により知識集約型社会への大転換（「モノからコトへ」）が加速し、社会システム全体がパラダイムシフト。競争力の源泉が従来型の「資本」から「知」の創出や情報データの循環へ移行する中で、イノベーション創出のプロセスやスピードが大きく変化。
- 諸外国の国家戦略でも、最先端の新創技術（スマートグリッド）への投資の拡充など、経済のみならず安全保障の観点でも科学技術イノベーションが重視。科学技術イノベーション政策は、従来の対象範囲をはるかに超えた多面的な要素を包含した国家の総合戦略の中核として捉えるべきものに変化。
- これまで培った科学的伝統や研究開発投資による有形無形の蓄積が科学技術先進国の一角としての脚となっているが、科学技術イノベーションを取り巻く側面で、我が国の国際的地位は、近年、相対的に低下傾向。

Society 5.0 の実現に向けて

知識集約型の価値創造システムの構築

我が国の社会課題の解決と世界の持続的発展への貢献

「知」が競争力の源泉となる時代が到来する中で、最先端の科学やアイデア、ビッグデータ等の「知」が、流通・循環し、それに対して活潑な投資が行われることにより最大価値化され、新たなイノベーションや高付加価値なビジネスが創出されるシステムを世界に先駆けて構築。

■ 早急に求められる科学技術イノベーションへの集中投資とシステム改革

- 次期科学技術基本計画期間（2021～25年度）は、本格的な少子高齢化を前に、知識集約型社会への転換を我が国が主導できるか？という点で、中長期的な我が国への趨勢を決定する決断事項の分水嶺。豊かな国民生活の実現、社会課題の解決、国民の安全・安心の確保等のため、科学技術イノベーションの戦略的な集中投資が不可欠。
- 科学技術イノベーションに対して官民携手で集中投資し、あらゆる人材・資源を総動員すると共に、この投資を最大限効果的・効率的なものにするための長期戦略を持ち、研究成果を社会実装につなげるイノベーションシステムの確立を進める必要。

■ 科学技術イノベーションシステムの目指すべき方向性

「知」の創造大國ニッポンへ

- ・価値創造の源泉となる基礎研究・学術研究の卓越性と多様性の強化（第2章）
- ・知識集約型の価値創造の原動力に
- ・多様な「知」を育み、出る杭を伸ばす社会へ
- ・イノベーションの担い手の育成（第4章）

データ・AI駆動の研究革命

- ・デジタル革命の進展に対応した新たな研究システムの構築（第5章）
- ・社会との調和と信頼
- ・挑戦する行政へ
- ・政策イノベーションの実現（第7章）
- ・日本らしさで世界を変える
- ・研究開発の戦略的な推進（第8章）

資料4-1
科学技術イノベーション会議
総合政策特別委員会
(第33回)R2.1.29

12

基本的方向性と具体的施策（第2章～第5章）

価値創造の源泉となる基礎研究・学術研究の卓越性と多様性の強化（第2章）～「知」の創造大國ニッポンへ～

「知」の源泉である基礎研究・学術研究の卓越性と多様性の戦略的維持・強化のため、挑戦的・長期的・分野融合的な研究の奨励、若手研究者の自立支援・キャリアパスの安定、世界最高水準の研究環境の実現、国際連携・国際頭脳循環の強化に取り組む。

主な具体的取組：

- 競争的研究費や民間資金等の多様な財源を活用した博士後期課程学生への経済的支援の抜本的改善
- 大学等が自由裁量で活用し得る経費の拡大等による優秀な若手研究者の安定的なポストの確保／キャリアパスの多様化
- 競争的研究費の審査等における研究計画の独自性、将来性、挑戦性の重視
- 新規・融合分野を促進するための競争的研究費の充実
- 研究設備・機器の戦略的大整備、集約・共用の促進（ラボから組織へ）と技術職員の活躍促進
- 社会課題解決に向けた自然科学と人文科学の「知」の融合の促進

知識集約型の価値創造に向けた大学・国立研究開発法人の役割の拡張（第3章）～大学・国研を新たな価値創造の原動力に～

知識集約型の価値創造システムを我が国全体で構築していくため、大学や国立研究開発法人の持つ、基礎研究・人材育成拠点、産学官のセクター間の循環の中核拠点、国際頭脳循環の集積拠点、データ収集・分析拠点としての機能の強化を図り、国内外の産業界やアカデミアを引き付ける知・情報・人材・資金の循環の中心としての役割を拡張し、変革の原動力となる。

主な具体的取組：

- 知的生産活動への社会的な価値付加による产学研連携活動の進化
- 大学・国研の機能を活用して、企業での研究開発の実現、人材によるカーブアウトベンチャーの創出を促進
- 大学・国研の経営体としての機能強化を目指した、経営資源の戦略的活用のための規制緩和と現場の意識改革
- 大学・国研の多様性・強み・特色を活かした地域の新たな価値創造

イノベーションの担い手の育成（第4章）～多様な「知」を育み、出る杭を伸ばす社会へ～

革新的な価値の創造やイノベーション創出を容易に実現できる知識集約型社会において、個人の個性が強みに変換され、「出る杭」が次々に成長していく仕組みの形成や、文理を超えた人材育成を推進。

主な具体的取組：

- アントレプレナーシップの醸成
- スタートアップ・エコシステムの構築
- 文理の区分を超えた教育の推進
- 多様なキャリアパスを可能とする雇用制度・環境の整備 等

デジタル革命の進展に対応した新たな研究システムの構築（第5章）～データ・AI駆動の研究革命～

研究システムのデジタル転換とそのための情報基盤の充実強化を進めるとともに、データの適切かつ効率的な取得・利活用のための環境整備、知識集約型社会の基盤となる新研究システムを支える教育・人材育成を推進。

主な具体的取組：

- スマートラボ、データ・AI駆動型研究の促進
- データの適切な取得・利活用のためのルール整備 等

13

基本的方向性と具体的な施策（第6章～第8章）

科学技術と社会の関係の在り方（第6章）～社会との調和と信頼～

科学技術があらゆる人々に深く関わる現代において、科学技術と社会との調和に関する取組は、科学技術イノベーションによる新たな価値創造の実現のために必要不可欠であり、研究開発のフレームを捉えるべきものではなく、科学技術の急激な進展に伴って生じる法制度等の未整備といった、倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への適切な対応が必要。

- 主な具体的な取組：
① 社会課題等に応じた多層的な科学技術コミュニケーションのための取組、国民の科学技術リテラシー深化のための取組の推進
② 科学技術プロジェクトの初期段階からのテクノロジー・アセスメントやソフト・ローを含む法制度整備等のELSIに係る取組の推進
③ 研究不正行為の防止に必要な取組の推進と国際社会に対する我が国の取組の積極的な発信 等

政策イノベーションの実現（第7章）～挑戦する行政へ～

自前主義的発想から脱却した行政外部との協働、前例踏襲に陥ることない新しい政策への挑戦、大局觀と現場感の双方をバランスさせたエビデンスに基づく政策立案を推進。

- 主な具体的な取組：
① 民間の研究支援ビジネスの促進と効果的な活用
② 行政組織内のアドレナリニッシュの醸成 等

研究開発の戦略的な推進（第8章）～日本らしさで世界を変える～

我が国の強みや特色、我が国が持つ人材や知、イノバ等の蓄積を踏まえ、我が国の産業競争力の強化や国民生活の豊かさ、気候変動への対応を含めた様々な社会的課題の解消、国民の安全・安心の確保等に大きく貢献する重要な研究開発領域を定め、戦略的に推進していくことが必要。

重点的に取り組むべき研究開発領域を定めるための方針：

- ① サイバースペースとデジタル空間の高度な融合が進む中で、「超」高精密、高品質、高性能で複雑な互換性が必要なデジタル技術や現場のリアルデータを持った強みを發揮し、パリューチーンの中核を押さえる。
【重点的に取り組むべき研究開発領域の例】
・高品質なリアルデータやリアルタイム処理を生かしたデータ駆動型価値創造のための研究開発
・我が国の強みであるマテリアル創成技術や超微細・精密制御を駆使したものづくり技術によりパリューチーンの中核を押さえるための研究開発
- ② 世界中がSDGsの達成を目指す中で、課題先進国（少子高齢化、社会保障費の増大、都市への人口集中、エネルギー・食料・水・環境問題等）のパリューションモデルを、人文科学・社会科学と自然科学の知見を総合的に活用することにより、我が国が世界に先駆けて社会実装し、グローバルに展開する。
【重点的に取り組むべき研究開発領域の例】
・健常寿命延伸・生活の質（QoL: Quality of Life）向上のための研究開発
・都市と地方が共生するスマートなまちづくりのための研究開発
・持続可能な地球環境の構築のための研究開発
- ③ 将来の産業や社会を一変させる可能性のある最先端の新興技術（エマージングテクノロジー）を追求し、先行者利益の獲得や国際競争力の確保を目指す。
【重点的に取り組むべき研究開発戦略の例】
・経済・社会を飛躍的に発展させる可能性を持つ量子科学技術（光・量子技術）
・現在の深層宇宙の課題を解決する次世代AI
・最先端技術に革新をもたらすマテリアルテクノロジー
・インクルーシブ社会を実現する人間・社会拡張技術
- ④ 日本の持つ地理的、地政学的状況も見定めた国家存立の基幹的な機能を確保・向上する。
【重点的に取り組むべき研究開発戦略の例】
・災害レジilansの強化による防災立国実現のための研究開発
・宇宙・航空技術
・エネルギー・セキュリティの確保のための研究開発
・海洋技術

14

科学技術・イノベーション創出に係る制度改革の方針

- 総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会制度課題ワーキンググループの報告書等を踏まえ、本通常国会に科学技術基本法等の改正案を提出予定
○改正の方向性は次の通り

1. 科学技術基本法（基本法）の見直し

④ 「イノベーションの創出」「人文科学のみに係る科学技術」の追加、法律名の変更等

○イノベーションの重要性や人文科学自体の振興の必要性等に鑑み、「イノベーションの創出」の概念や「人文科学のみに係る科学技術」を基本法に含める。

※現行の基本法にはイノベーションの概念は導入されておらず、「人文科学のみに係る科学技術」は対象外。

平成30年の議員立法による科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律改正時、検討規定が設けられている。

○上記に伴い、法律名も変更（例：「科学技術・イノベーション基本法」）

○近年の科学技術・イノベーション政策の動向を踏まえ、必要な規定を追加

⇒科学技術・イノベーション政策の理念を規定し、次期基本計画（令和3年4月～）に反映

◆科学技術基本法

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るもの）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、（以下略）

◆科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方にについて、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

15

科学技術・イノベーション創出に係る制度改革の方針

2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(科技イノベ活性化法)等の見直し

▶ 「人文科学のみに係る科学技術」の追加

○ 基本法と同様の改正

▶ 人文科学のみに係る科学技術追加に伴う対象機関の拡大

○「人文科学のみに係る科学技術」の追加等に伴い、人文科学分野等の独立行政法人を科技イノベ活性化法で定める研究開発法人に追加

▶ 出資規定の整備

○産学官連携を活性化するため、研究開発法人の出資規定の整備を行うことを検討
※国立大学法人等については、政令での対応を予定

▶ 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し

○日本版SBIR制度（Small Business Innovation Research）を科技イノベ活性化法に位置づけ、制度目的を中小企業の「経営強化」から「イノベーションの創出」に見直すとともに、内閣府を中心とした各省連携の取組等を強化

⇒産学官連携の活性化、ベンチャー支援強化によるイノベーションの創出 等

※ その他これに伴う所要の改正（組織・事務を含む。）

16

令和2年度 文部科学省予算（案）のポイント

科学技術予算（案）のポイント 9,762億円（11億円増）

※エネルギー対策特別会計への積入額1,086億円（△2億円）を含む
※「臨時 特別の措置」59億円を別途計上【令和元年度補正予算額案：1,265億円】

研究「人材」「資金」「環境」改革と大学改革の一体的展開 ～研究力向上改革2019の着実な推進～

- ◆ 「人材」：研究人材強化体制の構築—研究者をより魅力ある職に—
 - 特別研究員事業 156億円（△1億円増）
 - 世界で活躍できる研究者戦略育成事業 3億円（△1億円増）
 - ダイヤバーシティ研究環境実現イニシアティブ 10億円（△1億円増）
- ◆ 「資金」：多様かつ挑戦的かつ卓越した研究への支援
 - 科学研究費助成事業（科研費） 2,374億円（△2億円増）
 - 「創発的研究」の場の形成 0.6億円（△新規）
 - 未来社会創造事業 77億円（△2億円増）
- ◆ 「環境」：「改革」による研究効率の最大化・研究時間の確保
 - 先端研究基盤共用促進事業 12億円（△1億円）
 - 革新的材料開発強化プログラム（M-cube） 20億円（△4億円増）

Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化

- ◆ 共創の場の構築によるオープンイノベーションを推進とともに、大学発のベンチャー等の創業を支援
 - 共創の場の構成支援 138億円（△12億円増）
 - 大学発新産業創出プログラム（START） 19億円（△2億円増）
 - 次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT） 4億円（△0.6億円増）
- ◆ AI戦略、量子技術イノベーション戦略等の国家戦略の議論などを踏まえたAI-IoT、量子技術・ナノテク等の重点分野の研究開発を戦略的に踏まえた研究開発
- ◆ 世界最高水準の大型研究施設の整備・利活用を促進
 - スペースゴビューフ「富岳」の製造・システム開発 60億円（△3億円増）
 - 官民地域パートシップによる次世代放射光施設の整備 17億円（△4億円増）
 - 最先端大型研究施設の整備・共用 407億円（△44億円増）

国家的・社会的重要課題の解決に貢献する研究開発の推進

- ◆ IPS細胞等による世界最先端医療の実現等の健康・医療分野の研究開発を推進
 - 再生医療実現拠点ネットワークプログラム 91億円（前年同）
 - 創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業 37億円（△8億円増）
 - 東北メディカル・メガバンク計画 20億円（△5億円増）
- ◆ 防災・減災分野の研究開発を推進
 - 南海トラフにおける新たな地震・津波観測網の構築 59億円【臨時・特別の措置】
 - 基礎的・基礎的な防災科学技術の研究開発 76億円（前年同）
- ◆ クリーンで経済的な環境エネルギー・システムの実現に向けた研究開発を推進
 - ITER計画、BA活動等の核融合研究開発の実施 213億円（△5億円）
 - 省エネ－社会の実現に資する次世代半導体研究開発 15億円（△0.8億円）

国家戦略上重要な技術の研究開発の実施

- ◆ H3ロケット・宇宙科学等の宇宙・航空分野の研究開発を推進
 - H3ロケットや次世代人工衛星等の安全保障・防災（安全・安心）/産業振興への貢献【令和元年度補正予算額案:172億円】
 - 國際宇宙探査（ゲートウェイ構想等）に向けた研究開発等 【令和元年度補正予算額案:50億円】
 - 次世代航空科学技術の研究開発 36億円（△1億円）
- ◆ 海洋・極域分野の研究開発を推進
 - 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発 30億円（△1億円）
 - 北極域研究の戦略的推進 14億円（△3億円増）
- ◆ 原子力分野の研究開発・安全確保対策等を推進
 - 原子力の基礎基盤研究とそれを支える人材育成 51億円（△4億円増）
 - 「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」の実現 42億円（△2億円）
 - 高速増殖炉「もんじゅ」の廃止措置に係る取組 179億円（前年同）



17

令和2年度 文部科学関係予算（案）のポイント

	前 予 算	年 度 額	令 和 2 年 度 予 算 額 (案)	△ 比 較 増 額
文 部 科 学 省	※1 予 算	5兆3,062億円	5兆3,060億円	△2億円
	※2※3 ※1 幼稚教育・医療介護の無償化に伴う算定額の変更 ※2 幼稚教育・特別的措置、障がい者、高齢者、医療介護費 幼稚教育・医療介護費、高齢者等の学習支援費に於ける追加措置による上 ※3 子ども・子育て特別的措置行為分を含むと、5兆3,072億円（対前年度10億円増）			
文教関係予算（案）のポイント 4兆303億円（30億円増）				
教育政策推進のための基盤の整備				
◆ 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制を構築し、「チームとしての学校」を実現	・義務教育費国庫負担金 ・専門スタッフ・外部人材の拡充	1兆5,221億円（21億円増） 146億円（11億円増）		
◆ スクールガードリーダーの大幅増員により地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めるなど、警察・地域とも連携しながら学校安全体制を強化	・国公私立学校における見守り活動等の強化 ・学校安全推進事業	7億円（6億円増） 2億円（0.1億円増）		
◆ 「GIGAスクール構想」の実現に向け、先端技術の効果的な活用や多様な通信環境の整備に関する実証、ICT環境整備に向けた自治体への支援を実施	・新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業	5億円（2億円増）		
◆ 大学等の基礎的経費を充実しつつ、評価や客観的指標に基づくメリハリある配分により改革の推進を図るとともに、高専の高度化・国際化を推進	・国立大学改革の推進等 ・国立高等専門学校の高度化・国際化 ・国立大学・高専等施設整備 ・私立大学等の改革の推進等	1兆1,117億円（102億円増） 627億円（2億円増） 361億円（14億円増） 4,106億円（△184億円）	【令和2年度予算額】 【令和元年度補正予算額】 【令和2年度臨時・特別の措置】 【令和元年度補正予算額】 【令和元年度補正予算額】 【令和元年度補正予算額】 【令和2年度臨時・特別の措置】 【令和元年度補正予算額】 【令和2年度臨時・特別の措置】	1兆1,117億円（102億円増） 627億円（2億円増） 361億円（14億円増） 4,106億円（△184億円）
◆ 計画的・効率的な長寿命化を図る整備を中心とした公立学校施設の整備を進めるとともに、待機児童対策としての認定こども園施設の整備を推進	・公立学校施設整備 ・認定こども園施設整備	695億円（28億円増） 25億円（2億円増）	【令和元年度補正予算額】 【令和2年度臨時・特別の措置】 【令和元年度補正予算額】 【令和2年度臨時・特別の措置】	695億円（28億円増） 25億円（2億円増）
◆ テーマを持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成				
◆ 学校・家庭・地域の連携を推進することにより、学校における働き方改革や、地域での学習支援、豊かな心を育成するための子供の体験活動を充実	・学校を核とした地域力強化プラン ・地域における小学校就学の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方にに関する調査事業	74億円（10億円増） 2億円（新規）		
◆ 高等学校教育改革の推進や、PISA2018の結果等を踏まえた学力向上に向けた取組の充実、道徳教育の充実など、新しい時代に求められる資質・能力を育成するための支援を充実	・高校と地域社会や高等教育機関との協働による教育の推進 ・読解力等の学力向上のための取組の推進 ・道徳教育の抜本的改善・充実	4億円（0.4億円増） 6億円（1億円増） 42億円（0.3億円増）		
◆ 教育相談体制等の充実による虐待、いじめ・不登校対応等を推進	・カナルカセセ、スクーラルカウンセラーの配置充実 ・SNS等を活用した相談体制の構築 ・不登校児童生徒に対する支援推進事業 ・夜間中学の設置促進・充実	67億円（2億円増） 2億円（前年同） 2億円（新規） 1億円（0.3億円増）		

18

研究力向上のための共同利用・共同研究体制の強化

令和2年度予算額（案）：405億円
 (前年度予算額)：417億円
 令和元年度補正予算額（案）：50億円

現状・課題

研究環境の劣化等に伴う基礎科学力の伸び悩み。優れた若手研究者が安定かつ自立して研究できる環境の創出。

- 大学の枠を超えて知を結集し、学術研究を効率的・効果的に推進する「共同利用・共同研究体制」を最大限活用
- 研究資源の共同利用や研究者の交流（共同研究）を活性化するとともに、国内外の優れた研究者を惹き付ける研究環境を構築し、研究成果を最大化

共同利用・共同研究体制を牽引する

研究所・研究センター等の強化・充実

目的

- 国内外のネットワーク構築や新分野の創成等、共同利用・共同研究拠点の強化に資する取組をするとともに、研究設備の整備等による研究環境の充実を図ること等により、我が国の研究力向上を図る。
- 各分野を牽引する共同研究プロジェクト等の推進
- 最先端研究設備の整備

→ 我が国の研究力の向上（国内外の研究者3.1万人参加）に貢献

共同利用・共同研究拠点における
学外研究者受入れ人件数（平成30年度）

内 容	人 数	割 合
合計	31,132人	5%
国 内	13,750人	45%
國 外	4,664人	15%
学 外	8,834人	29%
民 俗	2,626人	3%
民 族	1,040人	3%
其 他	5,032人	15%

若手研究者（35歳以下）と大学院生の割合

内 容	受 入 人 数	人 数	割 合 (%)	内 容	人 数	人 数	割 合 (%)
若手研究者（35歳以下）	7,503	24.1		大学院生	7,112	22.8	

主なプロジェクト

NEW

学術研究の大型プロジェクトの推進

目的

- 最先端の大型研究装置等により人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導、国内外の優れた研究者を結集し、国際的な研究拠点を形成するとともに、国内外の研究機関に対し、研究活動の共通基盤を提供。

NEW

大型光学赤外線望遠鏡「すばる」の共同利用研究

目的

- 望遠鏡の建設費用の削減と、運営費の削減による研究費の削減を図るため、CPD（共同利用）研究の実施による研究費の削減、新規な研究分野の開拓、若手研究者の育成等。

NEW

銀河誕生時の宇宙の姿を探り、太陽系外の惑星の謎に迫る大型光学赤外線望遠鏡「すばる」の共同利用研究

目的

- 望遠鏡の建設費用の削減と、運営費の削減による研究費の削減を図るため、CPD（共同利用）研究の実施による研究費の削減、新規な研究分野の開拓、若手研究者の育成等。

NEW

全国900以上の大学や研究機関、約300万人の研究者・学生が活用する我が国の研究教育活動に必須の学術情報基盤

新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備 (情報システム研究機構立地情報学府研究)

国内回線: 100Gbps、国際回線: 100Gbps
東京～大阪間: 世界最高水準の400Gbps回線

共同利用・共同研究体制の強化・充実

国際化・ネットワーク化

若手研究者支援

研究者の流動性の促進

研究インフラ整備

研究者・研究センタの自己改善

大学改革の促進

新たな知識の創出・蓄積

共同利用・研究交流の活性化

我が国の研究力の向上

23

都市研究プラザにおける研究活動の成果について

2020年2月15日

湯山篤

(大阪市立大学都市研究プラザ博士研究員)

はじめに

- 2014年4月から2018年3月まで都市研究プラザ若手特別研究員。
- 2019年4月からは都市研究プラザ博士研究員。
- 都市研究プラザでは、全泓奎教授に受け入れ教員となって頂き、「包摂型社会」を大テーマとする研究体制に迎えて頂いている。

本日の内容

- 都市研究プラザでの研究活動を通じて進めた研究活動。
- 2019年4月から大阪市立大学学長戦略経費：「日韓における自治体の福祉政策の形成過程に関する比較研究」。
- これと関連した研究活動を報告。

一つ目

- 2019年6月出版の『東アジア都市の居住と生活』(全泓奎教授編著)に「韓国のホームレスと生活困窮層」と題した文章を寄稿させて頂いた。
- 日本と韓国において近年推進されている生活困窮者支援の共通点と相違点を手短に整理。

二つ目

- ・ソウル市の路上生活者の規模およびその推移についてのインタビュー。
- ・2019年6月。
- ・韓国の露宿人施設協議会とソウル市の担当者。
- ・要因：障害者施設の不足。アルコール依存症対策。高齢者の死亡？

二つ目(つづき)

- ・日韓：雇用政策への傾倒、住宅政策の弱さ、福祉の薄さ→中高年男性の路上生活。
→ しかし、日本では路上生活者が急速に減少し、韓国では路上生活者の減少が緩慢。
- ・2019年の6月に日本居住福祉学会(横浜国立大学)で「韓国のホームレス支援法以降のホームレスの推移と支援の課題」と題する研究報告。
- ・学会報告での指摘を踏まえ、学術誌への投稿を準備中。

三つ目

- ・「ソウル型基礎保障」(ソウル市独自の公的扶助)の動向についてインタビュー。2019年10月、ソウル研究院の研究者。
- ・公的扶助制度の漏給問題。
- ・ソウル市や釜山市など韓国の都市部の自治体は自治体独自の予算で国の公的扶助から漏れた貧困層を受け止める取組み。
- ・国による「一枚目の保護」だけでなく自治体による「二枚目の保護」まで含めて、東アジア的福祉システムと見なされてきた日本と韓国の福祉を参考。

三つ目(つづき)

日本の「二枚目の保護」については2019年度厚生労働省社会福祉推進事業。

- ・「居住支援の在り方に関する調査研究事業」(受託：NPO法人抱樸)
- ・「不安定な住居状態にある生活困窮者の把握手法に関する調査研究事業」(受託：NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク)
- ・例：大阪しあわせネットワークの社会貢献事業や「三徳生活ケアセンター」という大阪市の委託事業で受け止めるケースが見られるが、もう少し精査して韓国と比較したい。
- ・手始めにソウル市の「ソウル型基礎保障」を学術誌への投稿を進めているところ。

四つ目

- ・「国民基礎生活保障の受給脱落要因研究」の調査結果についての聞き取り。
2019年11月。ソウル市福祉財団およびソウル大学の研究者。
- ・韓国では、日本と同様、国の公的扶助からの漏給が問題。
- ・これを受けてソウル市が「貧困層が国の公的扶助(国民基礎生活保障)を申請しない理由」を調査したため。
- ・「手続きの煩雑さ」、「ステイグマ」、「受理されまいという予断」など、
貧困層の漏給の原因を探る質問票の構成および調査結果など、日韓比較の
下地になる内容を調査した。

五つ目

- ・2019年4月からこれまで「包摂型社会」をアクションリサーチ。
- ・まちづくり活動や「包摂型社会」をテーマとした大会に関与。
- ・2019年6月から大阪市内の被差別部落である浅香、加島、矢田地区の3地区共同のまちづくり研究会を母体として設立された3地区まちづくり合同会社AKYインクルーシブコミュニティ研究所の活動に週1日のペースで参加。
- ・2019年の9月には東アジア包摂都市ネットワークの2019年台湾大会で日韓通翻訳を通じて研究交流の維持を補助。

六つ目

- 研究テーマの外縁を把握する研究作業。
- 2019年度厚生労働省社会福祉推進事業「就労準備支援事業利用者に対する支援の評価指標作成・普及に向けた調査研究事業」(受託：京都自立就労サポートセンター)の事務局
→生活困窮者自立支援法の就労準備支援事業の守備範囲や実態を探った。

六つ目(つづき)

- 研究テーマの外縁を把握する研究作業。
- 2019年9月に韓国保健社会研究院の『国際社会保障レビュー』第10号に「日本の多重債務問題の動向」を寄稿したほか、2019年度韓国青少年政策研究院研究事業「若者の政策対象別実態および支援法案研究Ⅱ:卒業予定者・海外事例調査」、2019年度韓国保健社会研究院研究事業「高齢者・障害者の自立生活支援のための補助用具支援方案」、2019年度韓国保健社会研究院研究事業「日本の障害者移動支援の利用基準と運営方式」、成均館大学研究事業「障害者義務雇用制度の原則と運営方式」など、ひきこもりの方、障害を持つ方、多重債務に苦しむ方に対する政策についての国際研究報告書の作成に関わった。

六つ目(つづき)

- メインの研究テーマである貧困対策(生活困窮者支援や「包摂型社会」も同様)の本質を芯で捉えるためには、ひきこもりの方、障害を持つ方、多重債務に苦しむ方の実態を無視しえない、ということを貧困対策の日韓比較を遂行した際に痛感したため。

その他

- 2019年9月：日本社会福祉学会(大分大学)で「海外での留学経験からみた国際比較研究」と題する発表。
→ 国際比較研究の作法について他の研究者の意見を仰いだ。
- 2020年3月末：日中韓の研究者とともに貧困政策の比較研究(明石書店)。
- 以上が都市研究プラザ博士研究員としての研究活動から得た知見をもとにして展開した研究成果である。

以上が都市研究プラザ博士研究員としての研究活動から得た知見をもとにして展開した研究成果です。

2020/02/15 「先端的都市研究拠点」事業総括国際シンポジウム

韓国の高齢者自殺予防対策について

-民間団体の役割を中心に-

神戸大学大学院 国際協力研究科 博士後期課程

松下 茉那

目次

2

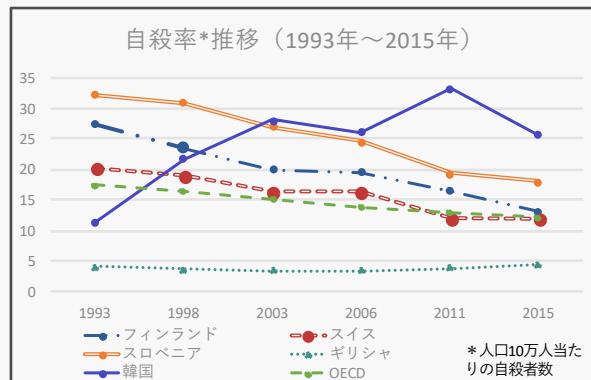
1. はじめに
2. 研究の意義と目的
3. 行政主導による高齢者自殺予防対策
4. 民間団体の自殺予防対策
5. 官民連携自殺予防事業
6. 考察
7. 今後の予定

1. はじめに

3

韓国での深刻な高齢者の自殺

- OECD加盟国の中で、2003年以降、最も自殺率が高い
- 特に高齢者の自殺が深刻（OECD加盟国の中の高齢者自殺率（18.4）の3倍の水準）
- 高齢者自殺の主な要因は、経済的困難、健康問題、孤独感、家族や友人との死別など



OECD Health Statistics 2019より報告者作成

2. 研究の意義と目的

4

行政

自殺予防プログラムの実施や、自殺企図者の事後管理

民間団体

独自の自殺予防教育やキャンペーン、地域社会と連携した事業

→行政も民間団体も対策をしているが、依然として韓国の高齢者自殺率はOECD平均自殺率の3倍と高止まり(OECD2011)

2. 研究の意義と目的-2

5

先行研究

- 孤立して高齢者への社会的サポートが、必要
- 行政だけではなく民間の積極的な参加が必要であり、自殺予防活動を活性化させるために、民間団体の役割が不可欠と指摘（イサンヨン2015）



- 焦点は主に行政の役割

➢ 民間団体が実際に担っている役割については明確ではない

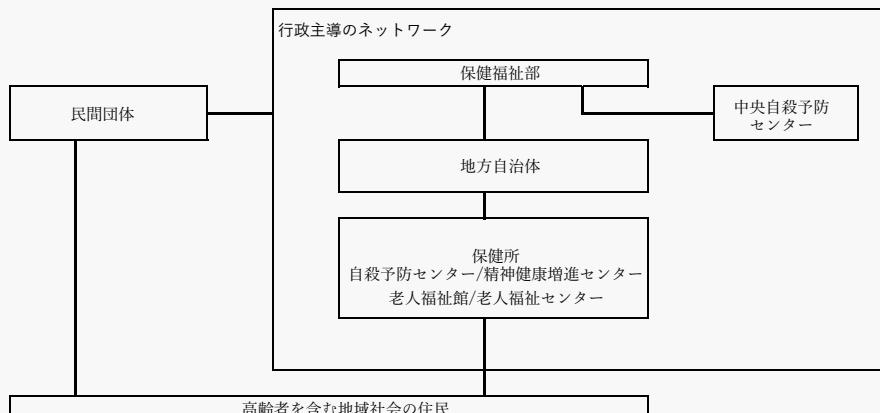
目的：自殺予防対策にて、民間団体が実際に果たしている役割と、限界点、また、既に実施されている官民連携事業について事例を用いて考察する。

調査方法：自殺予防対策を行っている行政と民間団体へのインタビュー調査と報告書分析

3. 行政主導による自殺予防対策

6

行政と民間団体と地域社会との関係



出典：(キムサンウ・イチエジョン 2013:23)より筆者作成

3. 行政主導による自殺予防対策-2

7

独居高齢者友達作り事業 (2014~)

<背景>

独居高齢者へ持続的に支援を実施しているが、社会の死角で自殺する独居高齢者が増加傾向

<目的>

社会関係が断絶し、憂鬱感や孤独感が高く自殺危険度がある独居高齢者を早急に発見する

同世代の独居高齢者とプログラムに参加することで「相互見守りネットワーク」を形成する

<事業内容>

老人福祉館などで行う多様なサービス（社会関係活性化プログラム、心理相談、心理治療や余暇プログラム）の提供とボランティア活動への参加機会の提供

企画調整→保健福祉部 運営→地域にある老人福祉館

3. 行政主導による自殺予防対策-3 行政による「独居高齢者友達作り」事業の評価

8

- 「参加前と比べて、参加後に孤独感・憂うつ感・自殺願望が減少し、友達数が増加した」
- 「参加高齢者が、ボランティア活動を行ったり、高齢者就職事業にも参加したりするなど他の事業へも積極的に参加していて、この事業が、他のプログラムへの接続機能も果たしている」
- 「参加者自身が、ボランティア活動をすることで自発的に生きる意味を再確認する効果があった」

3. 行政主導による自殺予防対策-4 高齢者福祉館でのインタビュー（道峰区総合老人福祉館） 9

<事業への参加度について（主に引きこもり型高齢者）>

「まず事業になかなか参加してもらえない。特に引きこもり型高齢者は、外に出るだけでも大変なため、こういった事業へ参加をしてくれる人が多くない。事業に参加する高齢者の数を確保するのに大変苦労している。これは、他の福祉館でも発生している。規定の参加者数を集めることができず、諦めることになった老人福祉館もあった。そういう事態にならないよう、高齢者にアプローチをし、参加を促す努力をしている。しかし、福祉館から担当の社会福祉士が訪問しても、玄関の扉すら開けてもららず、顔も見られない人もいる。断られるとそれ以上踏み込めない。一週間に一回、頻繁に様子を見に訪問したり、食事を持つて行ったり、必要なものを支援したりする担当者もいる。そういう場合は、高齢者側も次第に心を開くが、そういうことをするかどうかは、担当者による。」

<事業の課題について>

「豪華型への二回目の参加は、8名までが可能であり、1年目の様子を見て、優先的に必要だと判断された人から、参加を促す声掛けをする。8名という人数の縛りがあるため、必要な人全員が参加することが出来ない点が残念」

「この事業に参加する事で友達が出来たとしても、事業に参加している期間は交流できても、その後は直接会うことが難しく、電話だけの連絡になり、現在、どうにか会える方法を模索している」

<この事業の意味について>

「豪華型は、一番効果の出やすい集団である。この事業に参加し、福祉館での福祉サービスを知り、他のプログラムにも参加する参加者も多く、このプログラムが終了した後にも、ここで出来た友達と一緒に継続的に福祉館を利用する人が多い。」

「絶対に高齢者同士で友達になる必要はない、やはり、合う合わないがある。参加者と事業担当者が友達になる可能性もある。このプログラム担当者には、まず、担当者と参加者が友達になることの重要性を話している。とにかく、参加者に、誰か一人でも、参加者のことを気にかけてくれている人がいることに気づいてもらうことが大切だと思う」

3. 行政主導による自殺予防対策-5

10

保健福祉部（企画調整）

事業への課題点なし

- 参加者同士が相互に助け合う関係を構築し、参加終了後も持続可能な関係へと発展する可能性へ期待
- 事業は効果的であり、成果も十分であるという評価

老人福祉館（実際の運営）

行政の硬直的な体系

- 引きこもり型高齢者の発見が困難
- 参加制限により支援が必要な人が受けられない制度
- 事業終了後の参加者同士の関係継続が困難

3.行政主導による自殺予防対策-6

11

● 運営上の問題

行政という立場上の制約により、引きこもり型高齢者へ効果的なアプローチが出来ていない

● 関連機関同士の連携不足

企画調整側の保健福祉部は問題を把握していないが、運営側の老人福祉館は、現場での課題及びこの事業の課題を認識している

4. 民間団体の自殺予防対策

12

LifeHopeキリスト教自殺予防センター

- 保健福祉部の2017民間協力自殺予防事業実施機関
- 教会が、深刻な社会問題である自殺問題に積極的に介入し、活動をしなくてはならないという理念に基づいている
- 組織は、韓国全土にある各地域の教会で構成されており、団体内に教育委員会、カウンセリング委員会、広報委員会、文化委員会、研究委員会、高齢者委員会、神学委員会の7つの委員会、及び、韓国全土に支部が設置されている
- 独自の自殺予防教育プログラムの開発と実施、キャンペーン活動等、自殺予防事業を実行
- 高齢者を対象に、各教会の地域担当者が、一週間に一回地域の見回りをしたり、長期的に精神科カウンセリングをしたり、専門家とともに、自殺予防教育を実践
- 特に中心となって活動しているのは、永登浦区地域

4. 民間団体の自殺予防対策 -2 民間団体LifeHopeへのインタビュー 13

<民間団体だからできること>

「地域社会に溶け込み、同じ近隣住民として活動していることで、行政には築けない信頼関係を築く事ができ、行政にはできない引きこもりがちな高齢者へのケアができている。我々は同じ地域住民だからこそ、挨拶から始まり、電話や、家庭訪問を数か月欠かさず行えば、どの人も心を開いてくれる。行政は、福祉サービスの充実を図ってくれるが、心の問題や、孤独の解消は、我々地域住民が動かないといけない」

「地域の住民を一週間に一回訪問したり、お米を持って行ったりし、地域を見回る活動をしている。一方、行政は、各地域の担当者が、1、2名しかいないため、なかなか全地域住民をカバーすることが難しい。そのため、教会は、行政から協力の要請を受けることもあり、行政からの支援が必要な高齢者や地域住民を発見した場合は、行政に繋げている」

<LifeHopeが抱えている課題>

「過激な発言をする教会がメディアに露出することで、教会に良いイメージを抱かない、不信感を持っている地域住民も多い。確かに、以前までは、教会は、教会の為だけに存在をしており、他の信者ではない地域住民や、社会問題に関心が無かったが、社会の変化に伴い、地域社会のために存在する教会へと変貌を遂げている。不信感を持っている住民に対して、まだ効果的な対策がまだ見つからない。教会の為だけに存在しているのではなく、社会のために存在しているということ、その地域のために貢献したいという思いが強いことを伝えていきたい」

4. 民間団体の自殺予防対策 -3

14

民間団体の強みと限界点

強み

行政がケア出来ていなかった引きこもり型高齢者へ効果的なアプローチが出来ていた

限界点

地域住民からの宗教、教会への偏見（限界点）

民間団体の特徴

引きこもり型高齢者に対して行政よりも一步踏み込んだ支援活動を実施

5. 官民連携自殺予防事業

15

官民連携事業の概要

事　　例：サルサプロジェクト

目　　的：ソウル市と宗教団体が協力し、地域社会の自殺予防のための包括的な安全網の構築

参加団体：キリスト教プロテスタント(LifeHope)

カトリック

円仏教

曹溪宗

プロテスタントとカトリック両方を取り入れている聖公会

事業内容：自殺企図者及び自殺遺族に対する「宗教カウンセリング電話」の設置と運用

自殺企図者及び自殺遺族に対する「訪問カウンセリングチーム」運営

自殺に対する認識改善プログラム

5. 官民連携自殺予防事業-2 「サルサプロジェクト」報告書 ソウル市(2015) 16

<成果>

- ソウル市と宗教団体において自殺企図者の管理支援体制の構築
- 自殺予防ジキミ（ゲートキーパー）養成を実施

<課題>

- 宗教団体側の、参加意思不足及び事業の意味と必要性に関する認識の不足
- 事業推進のための宗教団体連携システムの構築及び人材確保が難しい点

<改善必要事項>

- 宗教団体からの積極的で、持続的な参加を維持し、各団体から意見の収集を実施
- 事業成果の広報及び事業の認識改善拡大
- 自殺予防事業活性化のための予算拡大

5. 官民連携自殺予防事業-3 サルサプロジェクトに関する民間団体へのインタビュー 17

<プロジェクトの効果と展望>

「周期的に、宗教団体の代表たちが集まり、意見交換をする。とても有意義な時間だ。そして、住民一人ひとりに合った宗教団体からケアを受けられるからとても効果があると思っている。効果が出れば、ソウル市だけではなく全国に広がっていくだろう」

<サルサプロジェクトが抱える課題>

「こういった事業を担当している公務員は、6か月から8か月ごとに変わる場合が多い。人件費が少ないし、雇用形態が正規職員じゃない場合がある。さらに、仕事内容もきつく、担当者が変わったり辞めたりして、持続性がないため、担当者との関係づくりが難しい。こちら側は、担当者が変わることはないが、行政側が変わるため意思疎通がうまくいかない時がある」

5. 官民連携自殺予防事業-4

18

官民連携事業の実情

行政

宗教団体側への指摘

- ✓ 宗教団体の参加意識の低さ
- ✓ 宗教団体からの本事業の必要性に対する認識不足
- ✓ 宗教団体連携システムの構築

民間団体

行政側への指摘

- ✓ 行政の頻繁な担当者変更による事業の不安定さ
- ✓ 官民間でのコミュニケーション不足

官民連携事業の課題点

- 行政の弱点を補完できる民間団体の強みである住民へのケアが事業内容に活用されていない
- 事業の課題が官民で共有されていない



6. 考察

19

- 1) 行政の強みは、行政主導ネットワークのインフラが整備されている点、弱点は、引きこもり型高齢者への効果的なアプローチが出来ていない点
- 2) 民間団体の強みは、引きこもり型高齢者へ効果的なアプローチが出来ている点、弱点は、地域住民からの宗教への偏見を受けている点
- 3) 官民連携事業は、行政の弱点を補完できる民間団体の強みを活用した事業内容になっておらず、さらに、相互に意見の相違がある

こういった状況は、行政と民間団体とのコミュニケーション不足が要因



行政と民間団体が密接に連携し、円滑な意思疎通を行い、相互にフィードバックし合うことが必要

参考文献

20

- イサンヨン(이상영), 2015. 「우리나라 자살예방 대책의 문제점과 개선방안」. 『보건복지포럼』, 第 229 卷, pp. 34-49.
- インジョン(이소정)・イスピョン(이수형), 2009. 「우리나라 노인자살예방사업의 현황과 과제」. 『보건복지포럼』, 第 156 卷, pp. 32-42.
- 企画財政部(기획재정부), 2017. 『2018년 예산안』, 기획재정부.
- 保健福祉部(보건복지부), 2008. 『제2차 자살예방종합대책(2009-2013)』, 보건복지부.
- 保健福祉部(보건복지부), 2014. 『더 이상 노인 고독사는 안돼! 함께 살고, 친구하자!』, 보건복지부.
- 保健福祉部(보건복지부), 2016. 『2015년 독거노인 친구만들기 사업 평가 결과』, 보건복지부.
- ソウル市(서울시), 2015. 『종교계와 함께하는 자살예방 "살사"프로젝트』, 서울시

研究成果報告

(大阪市立大学先端的都市研究拠点事業総括シンポジウム)

日時：2020年2月15日（土）
於：大阪市立大学高原記念館学友ホール
報告者：志賀信夫（県立広島大学）
nobu.shiga.hyuga@gmail.com

報告概要

- URP特別研究員として行った研究が現在に至るまでにどのように発展してきたか。
- また、その過程で提示した成果物等の報告。

報告者の研究分野と研究活動

●研究分野：社会政策、貧困問題

●具体的な研究活動

①貧困理論に関する研究

⇒貧困と貧困問題をどのようにとらえるか。

⇒自由の平等と権利の不全から「あるべきでない生活状態」を考える。

②「地方都市」における貧困問題に関する研究

⇒「地方都市」という視点をもって貧困問題を追究する。

⇒離婚率が高いために、ひとり親世帯、子どもに注目した研究になっていった。

⇒地域住民や地方自治体と協力しながら、得た知見を還元していく方法を採用。

③ベーシックインカムの批判的研究

⇒ベーシックインカム追求のための研究ではなく、貧困対策を考えるための足掛かりとして。

⇒社会政策学、福祉国家論が中心。

報告者の略歴と研究成果の一部

・2014年 一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程修了

学位論文「貧困理論の再検討：イギリスの貧困理論の行き詰まりと社会的排除論の意義」

・2015年 大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員（受入研究者：全泓奎教授）

・2016年 大谷大学文学部助教

志賀信夫著『貧困理論の再検討—相対的貧困から社会的排除へ—』（法律文化社）

志賀信夫・畠中亨編著『地方都市から子どもの貧困をなくす—市民・行政のいまとこれから』（旬報社）

・2018年 長崎短期大学保育学科専任講師

・2019年 県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科専任講師

佐々木隆治・志賀信夫編著『ベーシックインカムを問い合わせなおす—その意義と可能性』（法律文化社）

研究の発展の契機

- ◆成果物の還元方法：著書の刊行、シンポ・公開講座開催の具体的方法論についての情報共有。
- ◆研究の方法：アクションリサーチという方法による理論の発展可能性について、実践を通じた理解。
- ◆研究助成金：
 - ⇒平成28年度大阪市立大学・先端都市研究拠点「共同利用事業・共同研究公募」助成金
「地方都市におけるインクルーシブな地域づくりに関する研究」
 - ⇒平成29年度大阪市立大学・先端都市研究拠点「共同利用事業・共同研究公募」助成金
「地方都市におけるインクルーシブな地域づくりに関する研究」
 - ⇒平成30年度大阪市立大学・先端都市研究拠点「共同利用事業・共同研究公募」助成金
「地方都市における子どもの貧困に関する研究—『社会的排除率』の理論化—」

「貧困理論」に関する研究

- 都市研究プラザ特別研究員になる以前から継続してきたが、都市研究プラザの受入研究者である全泓奎教授らとともに研究会を重ね、博士論文を加筆・修正し、2016年に単著を出版。
- 著書では、「あるべきでない生活状態」に関する概念（貧困概念）が歴史的に拡大してきていることを説明し、現代の貧困概念の特徴について明らかにすることを試みた。
- 具体的には、絶対的貧困概念⇒相対的貧困概念⇒社会的排除概念という変遷過程があり、社会的排除概念には「あってはならない生活状態」を自由や権利の概念からみる視点が

「地方都市」の貧困問題に関する研究

- アクションリサーチという方法を学ぶことで、研究にひろがりができた。

※当事者を含む地域住民や自治体行政と課題を共有しつつ共同的に行う研究方法。

- 宮崎県北部地域において、困窮者支援を行うNPO法人設立、研究グループ立ち上げを行い、具体的な研究調査活動を本格化。

- 研究成果の還元は、

- ①編著として刊行 『地方都市から子どもの貧困をなくす一市民・行政の今とこれから』
- ②公開シンポジウムの開催（複数回）
- ③「日向市子ども未来応援計画」策定協力など

「地方都市」の視点から見えてきたこと

- ① 貧困を自由と権利の視点からみることの重要性（自由の平等）。この場合の自由とは、所得・能力および属性等の個人的差異性・社会的環境の3つの要素の組合せによる個人の実質的選択肢の幅のこと。
- ② 地域は、当事者の権利（自由の法的形態）を＜保障＞するのではなく、権利を＜擁護＞する役割がある。権利を擁護する実践の1つは、権利が守られていないことを発見（貧困の再発見）し、それを社会に問題提起すること。ささいな取り組みの再評価。
- ③ 地域の役割を批判的に検討しないことによって、子どもの貧困対策が「投資」の一契機に変質させられたり、公的責任の後退に貢献させられたりする

宮崎県北部地域における公開シンポジウムの様子



2016年8月24日(水)宮崎日日新聞16面(県北面)

日向市子ども未来応援会議



日向市では、子どもの貧困の具体的定義を示し、これに対応していくことが明記された。
※①経済的困窮 ②社会的排除 の両方を含むものとし、

「子どもの幸福(well-being)を追求する自由の欠如・権利の不全」と定義する。

※URL : <http://www.hyugacity.jp/sp/display.php?clist=1090>

10

「ベーシックインカム（BI）」の批判的研究

- 都市研究プラザの共同研究活動の一環で、台湾と韓国に同行した。そのなかで、韓国の若者の非常に深刻な失業と貧困の状況に対する青年手当（ソウル市）の実施について伺う機会があった。
- 全ての個人に無条件で一定額を（継続的に）給付する政策をBIというが、青年手当はBIと似ている（不完全BI）のではないかという問題意識から、それによって期待される効果などに関する批判的追究を研究会を設立し、継続して行ってきた。
- BIの批判的研究は、貧困対策において、最低所得保障の位置づけを考えるために非常に重要なヒントとなる。結論的にいえば、所得の平等は自由の格差と併存するのが一般的な状態なので、所得の平等は貧困対策における必要条件だが十分条件ではない。

11

研究の発展と現在

- 現在においても3つの研究は以下のような内容で継続している。
 - ① 「貧困理論」：貧困概念拡大の契機が具体的に何であったのかという追究を新たに試みている。この研究は、既存の貧困研究の方法についての批判的検討でもある。
 - ② 「地方都市」の貧困問題：地域の実践と制度・政策の関係性に関する新たな追究を試みている。
 - ③ 「BI」に関する研究：貧困対策の効果測定の方法に関する追究を新たに試みている。

The Role of Art for Neighborhood Dynamics from the Viewpoint of Housing Policies

On the Example of Rental Housing in Osaka

住宅政策の視野から見た地域再生においてアートの役割

大阪市における賃貸住宅の事例から

Johannes Kiener, Associate Professor

Saitama University

Graduate School of Humanities and Social Sciences

ヨハネス・キーナー 准教授

埼玉大学大学院

人文社会科学研究科

Research Background 本研究の背景

- Researchers like David Ley (2003) have argued, that the preference of artists for poverty neighborhoods, which are affordable and have a mundane, off-center status, triggers gentrification, because of their high cultural capital that makes their lifestyle desirable for the middle class
- In Japan neighborhood dynamics are rarely associated with art, and usually production side approaches to explain them are applied
 - For instance, it is frequently argued that dropping land prizes after the burst of the economic bubble at the beginning of the 1990s led to the increased construction of condominiums in Osaka's city center, leading to an influx of new residents (Kirmizi, 2016)

Research Background

本研究の背景

- David Ley (2003)のように多くの研究者は、中流階級に求められた高い文化的な資本のため、アーティストが衰退している（低家賃と都心から離れて落ち着いた雰囲気）地域に住むことが、ジェントリフィケーションを惹起させると指摘した
- 日本には地域の高級化はアートと関連する例が少なくて、普段に不動産デベロッパーによる発展として議論されてきた
 - 例えば、1990年代前半のバブル崩壊後、地価の低下によって、大阪市の都心にマンション建設が促進して、新しい住民が地域に流入したという節がある (Kirmizi, 2016)

3

Research Question

本研究の主な問い合わせ

What effect have the policies that shaped Japan's post war housing market on the renovation of rental housing by artists?

日本の戦後住宅市場を形成した政策はアーティストによる賃貸住宅のリノベーションにどのような影響を与えているか

4

Post-War Housing System 戦後の住宅政策

- Three pillars of housing policies:
 - 1) Government Housing Loan Corporation Act (GHLC, 1950): long-term, low-interest loans for building or purchasing of homes for middle-income households
 - 2) Public Housing Act (1951): Provided at low-rent to low-income households
 - 3) Japan Housing Corporation Act (1955): Constructed together with public corporations, multifamily apartment complexes for both rent and sale for middle-income households
- Especially GHLC loans were emphasised, establishing owner-occupation as the main tenure, reaching a level of about 60%
- 住宅政策の三本柱
 - (1) 住宅金融公庫（1950）：自力で住宅建設が可能な比較的裕福な階層に対して住宅建設のため、長期・低利な住宅資金の貸し付け
 - (2) 公営住宅法（1951）：政府の援助を受けた地方自治体による低所得者向けの住宅
 - (3) 日本住宅公団法（1955）：一定水準の所得階層を対象とした住宅供給
- その中心は住宅金融公庫を通じた持家推進策であった

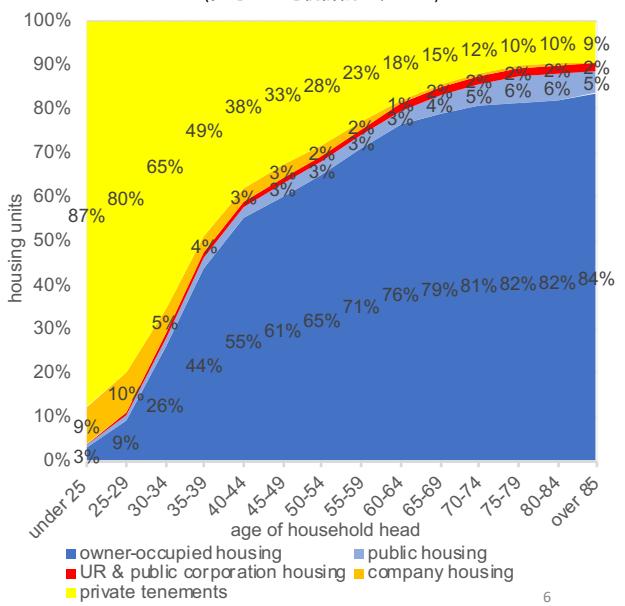
5

Housing Ladder 住宅双六



Start → 1. dorm / 1. boarding house → 2. wooden apartment → 3. rental condominium → 4. apartment of a public corporation / 4. private condominium → end: owned detached house in the suburb

The Relation of Tenant Type and Age in Japan
(住宅・土地統計調査、2018)



6

Changes of the Housing System since the 1990s **1990年代から住宅システムの変化**

- Population decline and population aging that is accompanied by a decrease of demand for new houses
- Economic stagnation that makes economic insecurity a normal condition, and leads to a „causalisation“ of employment
- Housing policy reforms under which a stronger market based system was established and the three pillars of the postwar housing system were disintegrated
- 人口減少と高齢化は新しい住宅の需要の低迷をもたらした
- 景気低迷によって経済的な不安が広がって、雇用の非正規化が進んだ
- 住宅政策の改革によって、市場の役割は強化されて、戦後の住宅政策の三本柱が弱まった

7

Housing Issues of the Younger Generation **若年層の居住問題**

- The level of homeownership has significantly decreased among younger age groups between 1983 and 2018 (decrease from 25% to 9% under 25-29-year-old people and 46% to 26% under 30-34-year-old people)
- Increase of single household private tenements, house purchase with assistance from the parents and unmarried adults who continue to live in their parents' homes
- 1983年から2018年の間に、若年層の持家率が下がった（25～29歳に25%から9%、そして30～34歳に46%から26%）
- 単身者世帯向けの民間賃貸住宅、両親の金銭的な支援による住宅購入、実家に住み続く未婚の成人が増加している

8

The Development of Kitakagaya

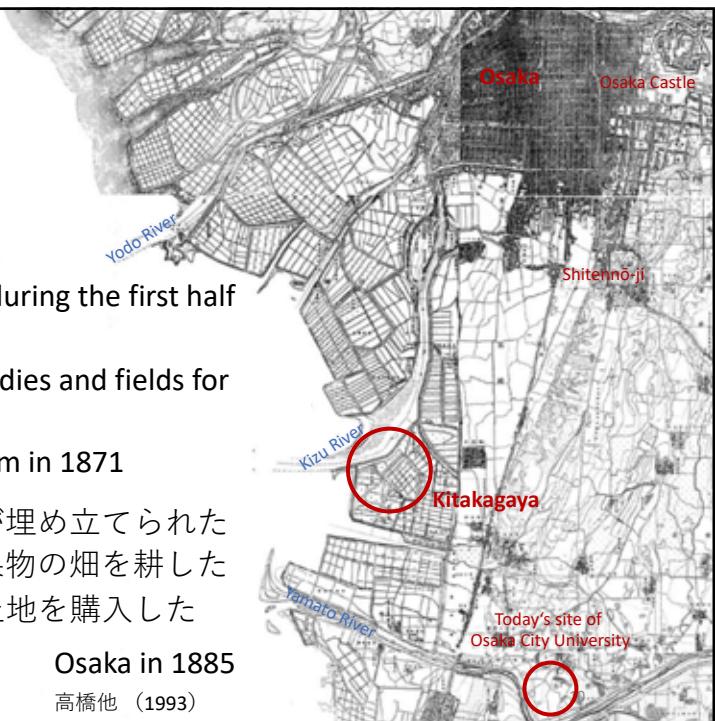
北加賀屋の発展

Reclaiming Land in Kitakagaya

北加賀屋の埋め立て

- Kitakagaya fields were reclaimed during the first half of the 19th century
- Tenant farmers cultivated rice paddies and fields for vegetables and fruits
- Shibakawa Mataemon bought them in 1871
 - 19世紀前半には北加賀屋新田が埋め立てられた
 - 小作人は田んぼまたは野菜や果物の畑を耕した
 - 1871年に芝川又右衛門はその土地を購入した

Osaka in 1885
高橋他 (1993)



The Shipbuilding Industry

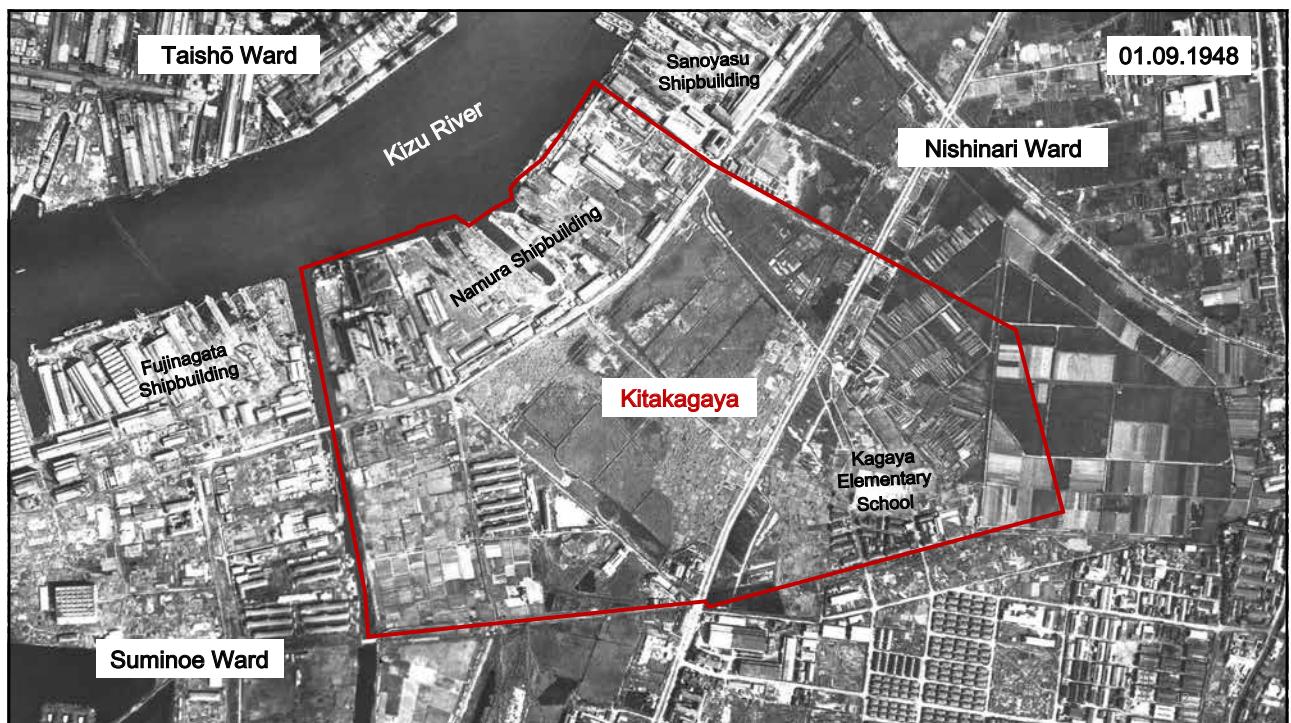
造船業

- After the first extension of Osaka city in 1897 and the start of the construction of Osaka port, land prices rose
- 1912 the Chishima Real Estate Company was founded
- Boom of the shipbuilding industry during the First World War along the Kizu River (counting in 1919 eight ship yards)
- 1897年、大阪市の第1次市域拡張と大阪港の築港の後、地価が上がった
- 1912年、千島土地株式会社が創設された
- 第一次世界大戦中、木津川沿いに造船業が栄えていた



Before the industrialization the area was famous for its 1000 pine trees

11



Developments after the Second World War

第二次世界大戦後の発展

- Stimulated by the second shipbuilding boom in the 1950s Kitakagaya developed fast
- Namura Shipbuilding started to retreat from Kitakagaya in 1979, and many related factories left the area
- Reuse of the land after Namura Shipbuilding's retreat
 - For the area with the former factory buildings and docks, consisting of about 42.000m², no new tenant could be found
 - For financial reasons the buildings were not demolished
- 1950年代の第二次造船ブームの影響で、北加賀屋の発展が進んだ
- 1979年から名村造船所は北加賀屋から撤退し始め、造船業と関連する会社は地域から離れた
- 造船業の撤退と関連する土地再利用の問題
 - 42.000m²に広がる旧工場の建物とドックの跡地の新しいテナントがなかった
 - 財政的な理由で空き家になった建物は取り壊されなかった

13

Art and the Local Real Estate Market

アートと局地的な不動産市場

NAMURA ART MEETING '04-'34

2004	Namura Art Meeting '04-'34
2005	Creative Center Osaka クリエイティブセンター大阪
2006	
2007	Heritage of Industrial Modernization 近代化産業遺産
2008	
2009	Kitakagaya Creative Village Project 北加賀屋クリエイティブ・ビレッジ
2010	
2011	Chishima Foundation for Creative Osaka おおさか創造千島財団
2012	MASK (Mega Art Storage Kitakagaya)
2013	
2014	
2015	
2016	APartMENT
2017	chidori bunka 千鳥文化
2018	Morimura@Museum モリムラ@ミュージアム
2019	

MASK (Mega Art Storage Kitakagaya)

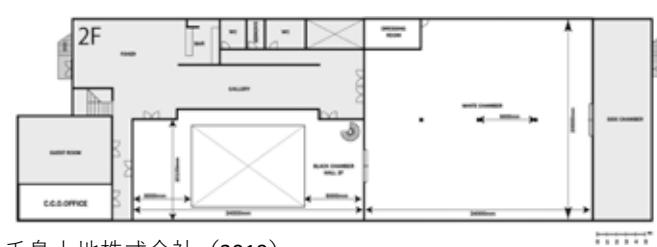


15



Creative Center Osaka

- Former Namura Shipbuilding
- Embankment and gate for storm and tsunami protection are in front of the building

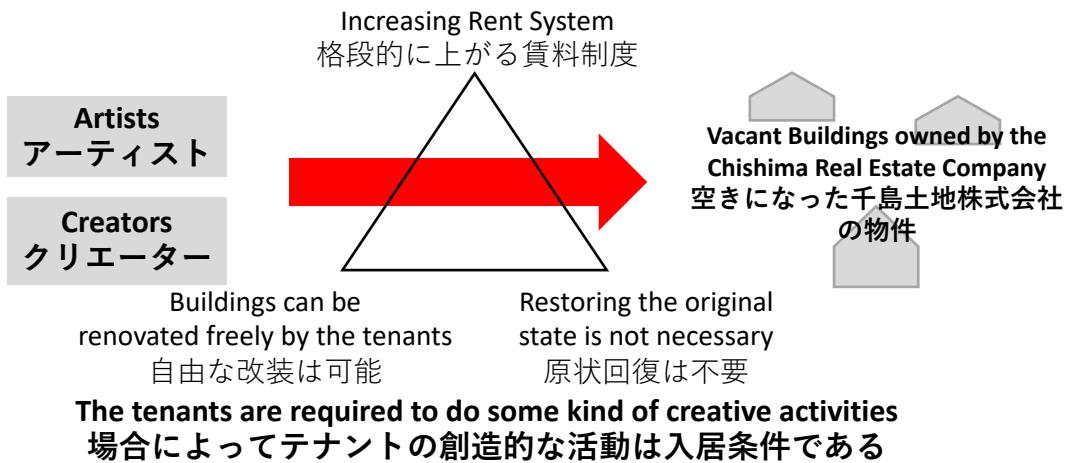


クリエイティブセンター大阪

- 名村造船所の跡地
- 堤防とゲートは建物の前にある

16

Kitakagaya Creative Village Project 北加賀屋クリエイティブ・ビレッジ



17



Chishima Foundation for Creative Osaka おおさか創造千島財団

Grant System

助成事業

Grant for Creative Activities 創造活動助成

Financial support for creators and artists working in Osaka

Grant for Space スペース助成

Providing a stage for creative activities for free

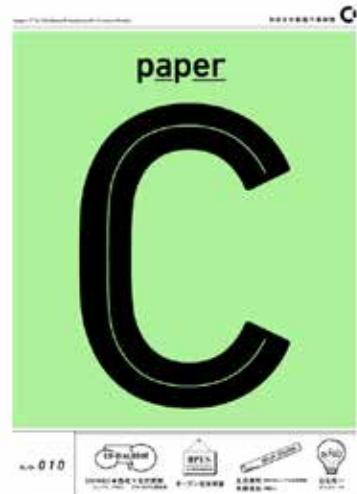
Partnership Grant パートナーシップ助成

A grant for artists working in Kitakagaya

Promoting Kitakagaya as a model case of a creative hub and building a creative network

北加賀屋を創造的なハブのモデルケースとして宣伝して、クリエーターのネットワークを結ぶ

published three times a year



19

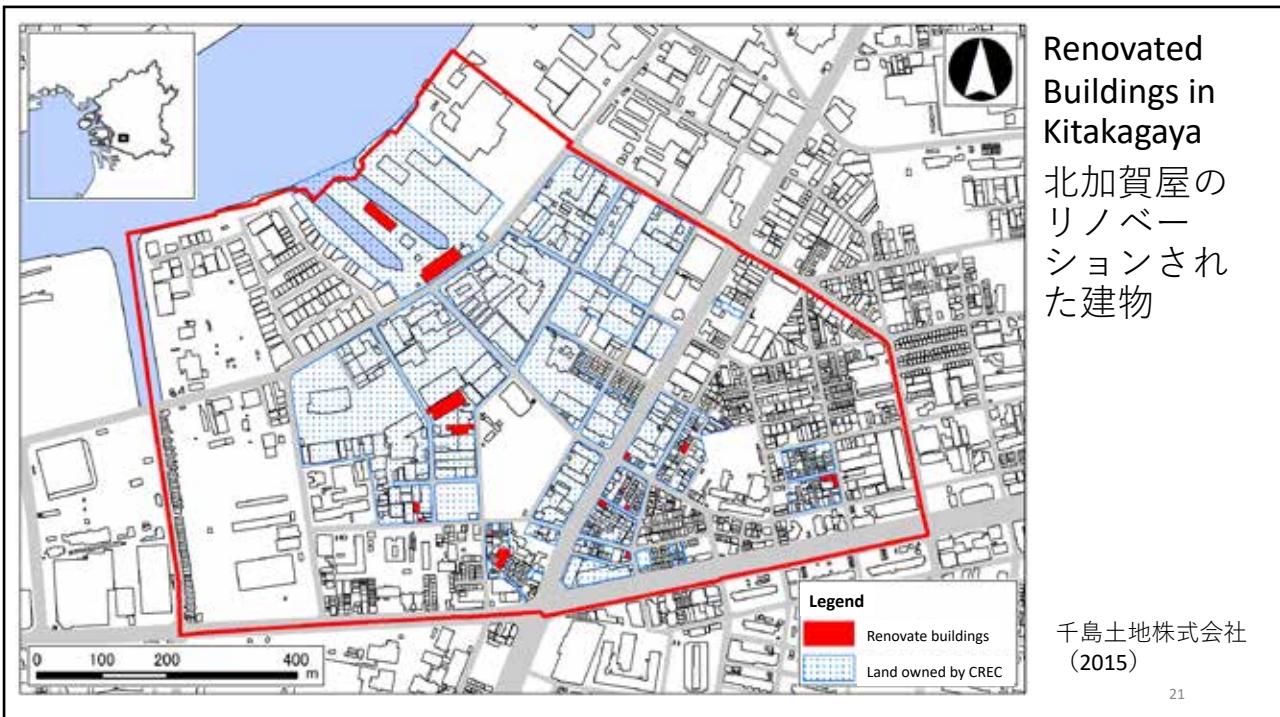
Social Mission 社会的なミッション

“... art and culture have the power to nurture human creativity, and make positive use of various individual points of view. Imagination and creativity are necessary in order to design new systems, and find new ways for a better life precisely at this **transition stage of social and economic systems** and accompanying phenomena such as **globalization, declining birthrate and aging population**. We believe that providing an environment for displaying creativity can have a profound effect on contemporary society and its stagnating momentum.”

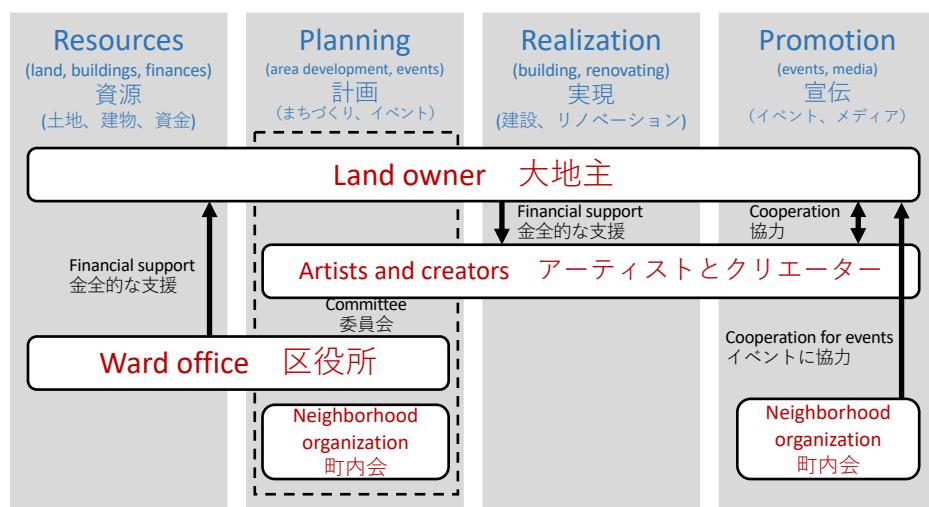
「...芸術・文化が人々の創造性を育み、多様な人々の考え方をポジティブに生かしていく力を持っているからです。グローバル化、少子高齢化など、**社会・経済システムの転換期**に、新しいシステムを構築し、より良く生きる方法を見い出すためには、想像力やクリエイティビティが必要です。創造性を発揮できる環境を提供することで、閉塞感を帯びた現在の社会気運に絶大な効果が期待できると考えています。」

千島土地株式会社（2019）

20



Involvement of Local Stakeholders 地域との関わり



22

Artists and Creators living in Kitakagaya

北加賀屋に住むアーティストと クリエーター

Artists and Creators living in Kitakagaya

北加賀屋に住むアーティストとクリエーター

No.	Interview date インタビュー日付	Age 年齢	Household type 世帯累計	Occupation type 職種	Workplace 職場	Profession 職業
1	06.05.2015	50s	single	self employed	local	theater producer
2	21.05.2015	40s	single	self employed	local	eyeglasses designer
3	21.05.2015	30s	single	part-time job	local	public bath employee
4	28.05.2015	30s	with partner	self employed	local	flower shop manager
5	26.07.2015	20s	single	regular employee	Sakai	educator
6	09.08.2015	20s	single	regular employee	city center	illustrator
7	27.08.2015	20s	single	regular employee	local	designer
8	01.09.2015	20s	single mother	welfare		designer
9	01.09.2015	40s	family	self employed	local	coffee shop manager
10	08.10.2015	30s	single	self employed	local	graphic designer
11	22.10.2015	20s	single	self employed	local	hostel manager



Resident No 1

sharehouse with eight people and theater
8人が住んでいるシェアハウスと劇場

(29:00) „It's not profitable. It's very difficult. Nothing remains after paying the rent and the wages of the staff. ... Therefore, I try to make other projects as well. But it is not profitable yet. Without finding a way to attract more people it is difficult.“

(1:48:26) „The contract for this building runs ... until August 2018. Therefore, I have another three years to run this project. ... After that I will probably retire. In three years I'm 60. In a normal company you would retire at that age.“

(1:51:13) „It is a good place. There are nearly no obstacles for the production of art. One example are issues regarding noise. As you can imagine there are many theaters where you can't make loud noises, and the use of water or fire is prohibited. ... Here we can use water or fire and can also make loud noises, at least as long as it is not too extreme.“

27

Resident No 1

sharehouse with eight people and theater
8人が住んでいるシェアハウスと劇場

29:00 儲かりません。大体、ここの家賃とアルバイトに来た人にアルバイト代を払えばもうなくなります。...企画を考えたりしています。でもまだ儲からないんです。もっと人を集めると考えないと難しいです。

1:48:26 ここも契約は... 2018年8月までの契約ですから、後3年、それを頑張ります。それまでに実現します。[その後] 隠居やな。もう後3年で私は60やで、もう引退、普通の会社なら。

1:51:13 いい所は作品を作る上で、何の支障ない。例えば、先に云った音の問題。やっぱり他の劇場では大きな音が出せない所もありましたし、後、火や水を使っていけないと言われる時もあったし... 水を使っても火を使ってもいいし、大きな音もいいし、極端はダメですけどね。そういう制限が全部自分たちで決められるん。

28

Resident No 6

70 m², 50,000 yen

- She wanted to create an artwork with a vacant building as part of Osaka Canvas (Project under the Osaka Metropolis Plan) and used for this the Kitakagaya Creative Village Project
- Since she liked the building after the renovation and had just graduated from art school, she decided to use it for herself

(1:18:52) „...For me its a convenient area. The company I work for is also close to the Honmachi Station of Yotsubashi Line. Yotubashi Line is really convenient. You can easily go to Umeda or Namba. Further, there are also many supermarkets and banks. ... And then, the rent is cheap and it is large...“

(1:20:01) „... Well, probably I think so because I was raised in the countryside, but when I see the children in this neighborhood, I always think they have a sharp tongue. ... I wonder where they remember such words. Or that there are whole families walking around with children at one o'clock in the night is also hard to believe. I don't understand why they walk around with children about the age of first graders or younger without second thoughts. That's hard to understand. ... When I marry I want to move!“

29

Resident No 6

70 m², 50,000 yen

- 彼女はおおさかカンヴァス（大阪都構想の下で行われた事業）のプロジェクトとして、空き家を使ってアートを作ろうとした時に北加賀屋クリエイティブ・ビレッジと出会った
- リノベーションした建物が気に入って、アート専門学校を卒業したばかりなため、建物を自分の住居にした

1:18:52 生活しやすいと思います。私にとって。会社も四つ橋線の本町駅やし、で四つ橋線、結構便利ですね。梅田までいけるし、難波にも行けるし、後スーパーも割とあるし、銀行も駅にあるし、後家賃が安いし、広い...

1:20:01 私が元々住んでいた所が結構田舎やからそう感じるかもしれないけど、地域の子供を見て、口がすごい悪い。すごい口が悪いし、元気はいいけど、えっ、そんなことをどうやって覚えたみたいとか。後、夜中の一時ぐらいに家族が子供を連れて歩いてたりする。そんなことがあまり考えられなくて、その小学校一年とかまだ本当に小さな子お平気で連れて歩いている感覚分からなくて。... 結婚したら引っ越ししたいです。

30

Resident No 10

sharehouse
シェアハウス

- He was asked by a friend who was already involved in Kitakagaya to come to the area after he had faced troubles to continue the sharehouse he was running before in Kyoto
- As designer and filmmaker, he gets most of his projects through friends, and communication is mainly conducted through emails

49:36 „In the sense that you can use wide spaces to construct something, it is a good place, but besides that it is not so good ... In reality there are not many people (artists and creators) living here. To meet and become friends with people who have similar interests is not so easy. There are people related to the creative industry coming to this area because of the Creative Village Project, but compared to the city the number of people who are interested are definitely fewer. ... Design and art are both very wide fields, and there are many different ideas about art. I think in areas where a lot of people live, it is easier to meet likeminded people.“

53:34 „In the whole Kitakagaya area there are many different people. It's OK that there are many different people, but it does not mean that there is automatically a positive effect.“

31

Resident No 10

sharehouse
シェアハウス

- 京都で運営したシェアハウスにトラブルが起こった時に、北加賀屋と縁があった友達に声をかけられて、地域に来るよう誘われた
- デザイナーとフィルムメーカーなため、多くのプロジェクトを知り合いから受けて、メールでやり取りする時が多い

49:36 なんか広いスペースが使って、工作もできるという意味ではいい所ですけど、それ以外にはそんなにかな... 実際はやっぱり住んでいる人はすごく少ないので。興味の近い人と生活のレベルで友達になったり出会うという事はそんなにないじゃないかなと思っていて。クリエティブビレッジ構造というがあるからクリエティブ関連の人が来ますけど、それでも都市、というか町に比べたら、関心のある人は絶対少ないと思います。... デザインとかアートはすごい幅があるんじゃないですか。... お互いに思っているアートは違ったりしますね。人は多いところにはそういう意味で自然と町で人と会えそうな感じしています。

53:34 北加賀屋全体といったら、本当にいろんな人がいるし、いろんな人がいても全然いいですけど、すぐ効果的になるかといつても違うなと思います。

32

Tentative Conclusion 仮の結論

Summary まとめ

- Factors that constrain artistic renovation
 - Quality of the buildings: Housing in Kitakagaya was mostly constructed during the 1960s, where the high demand led to the production of high quantities of low quality housing
 - Tenure: Rental housing units are perceived as temporary accommodations and therefore tenants have low commitment towards renovation
 - History: A certain reputation as working class neighborhood restricts possible developments
- Rentals are the typical form of tenure being positioned in the middle of the housing ladder, and therefore this artistic renovation should be understood as the creation of a transitional space
- Nevertheless, it can lead to an entrapment of people, who are unable to move up on the housing ladder and have to face the associated social consequences

Summary まとめ

- アートのリノベーションを制限する要因
 - 建物の質：北加賀屋の住宅の大半は1960年代に建てられ、元々の建材の質が低くて、老朽化しているため、安全な住宅として意識されていない
 - 保有権：賃貸住宅は中間的な住宅として意識されているため、テナントが大幅なリノベーションを行わない
 - 歴史：ブルーカラーの町としてのイメージは発展を制限している
- 賃貸住宅は住宅双六の始まり、または真ん中に位置しているため、インナーシティにおけるリノベーションは中間的な空間の生産である
- 住宅双六に上がらなず、ずっと北加賀屋に住み続いているというエントラップメントの現象も発生する

35

Retreating from Kitakagaya 北加賀屋からの撤退

No 4: She had to close her flower shop in Kitakagaya because it was not profitable enough and retreated from the area in 2017

No 5: Married and after a child was born, he decided in 2017 to move to Kyoto Prefecture in the vicinity of relatives where he could find a job that provides better for the family

No 6: Had to quit in 2019 her job and decided to retreat from Kitakagaya in order to work in her family's company

No 10: Left the neighborhood

No 4 : 売上が低かったため、北加賀屋の花屋を閉店にして、2017年に地域から離れた

No 5 : 結婚して、子供が生まれてから両親が住んだ京都に引っ越すことにして、家族をよりよく養う仕事を見つけた

No 6 : 2019年に仕事を辞めるようになって、家族の会社で働くために地域から離れることにした

No 10 : 地域から離れた

36

- Former company housing of an iron factory
- Renovated by eight different artist groups
- Toolbox for DIY renovation is provided
- 鉄工会社の社宅であった
- 8組のアーティストが住戸をリノベーションした
- DIYリノベーション用のtoolboxが用意されている

Literature 参考文献

- Hirayama, Yosuke & Misa Izuohara (2018) *Housing in Post-Growth Society: Jaoan on the Edge of Social Transition*. London & New York: Routledge.
- Kirmizi, Meric (2016) "Branding of Horie, Nishi Ward from the Viewpoint of Longterm Residents: A Case of Urban Change in Osaka City after the Collapse of the Economic Bubble", *Urban Scope* 7, pp. 45-55.
- Wuyts, Wendy, et al. (2019) „Extending or ending the life of residential buildings in Japan: A social circular economy approach to the problem of short-lived constructions“, *Journal of Cleaner Production* 231, pp. 660-670.
- 高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編（1993）『図集 日本都市史』東京大字出版会。
- 多田智美編（2012）『千島土地株式会社100年記念史』千島土地株式会社。
- 吉田豊編（1962）『千島土地株式会社五十年小史』千島土地株式会社。
- 千島土地株式会社（2019）『千島土地株式会社』<https://www.chishimatochi.com/>
(2019年11月17日)

Thank you for the Attention!
ご清聴ありがとうございました！

子どもの貧困をどう捉えるべきか

2020年2月15日

同志社大学社会学部
埋橋 孝文（うずはし たかふみ）

問題の背景

- ・近年、日本では子どもの貧困に注目が集まっている。2014年1月に「子どもの貧困対策法」が施行され、2014年8月には「子どもの貧困対策大綱」が定められた。さらに、学術的な研究面でも多くの成果が公表。
- ・子どもの貧困率は2015年で13.9%であり、7人に一人の子どもが貧困状態。
- ・世帯類型別にみてひとり親世帯の子どもの貧困率は高く、2015年で50.8%という高い水準。
- ・子ども期の貧困が、低学力（学歴）や非正規雇用、低所得を介して成人後の貧困に結果するという「貧困の世代間連鎖（継承）」。

図1 貧困率の推移（1985～2015年）

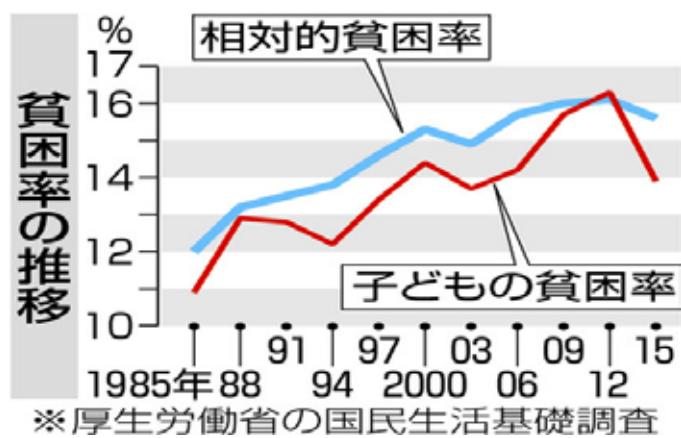
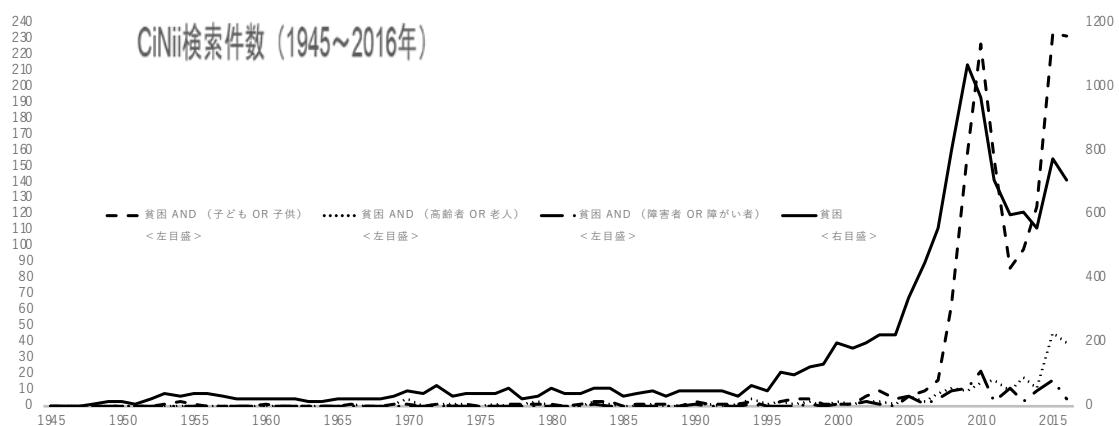


図2 貧困関係学術論文数

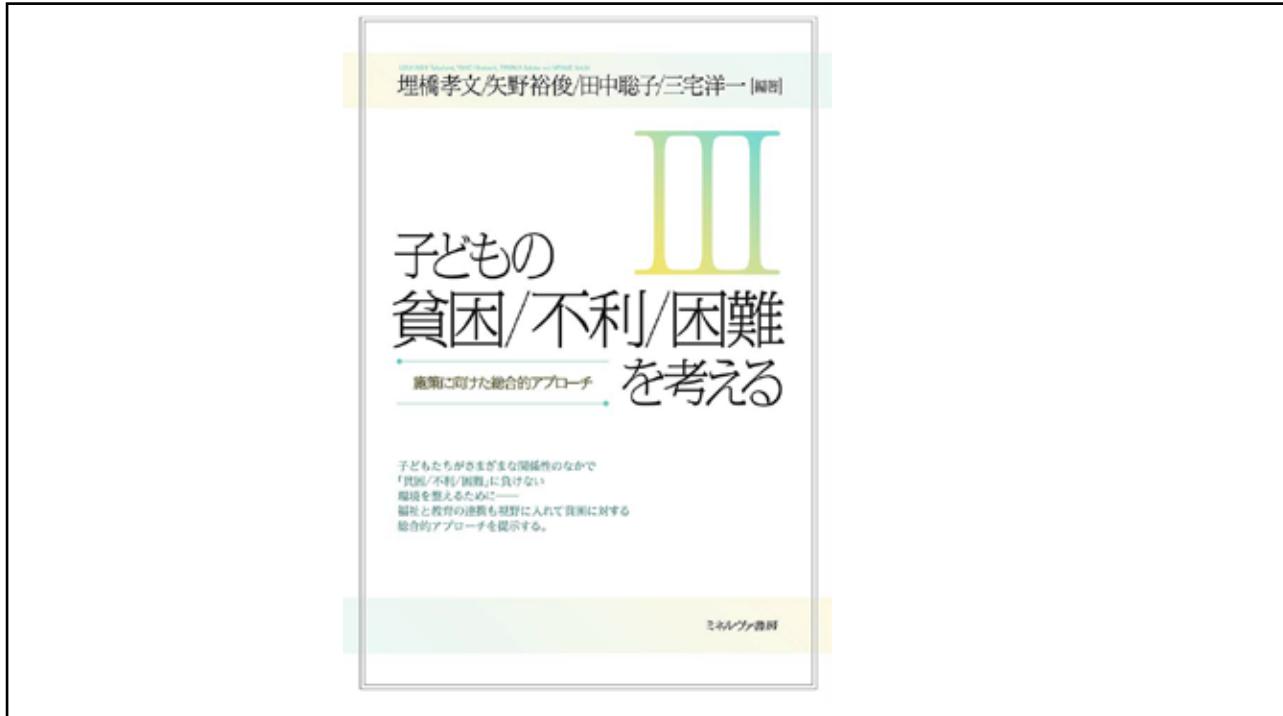
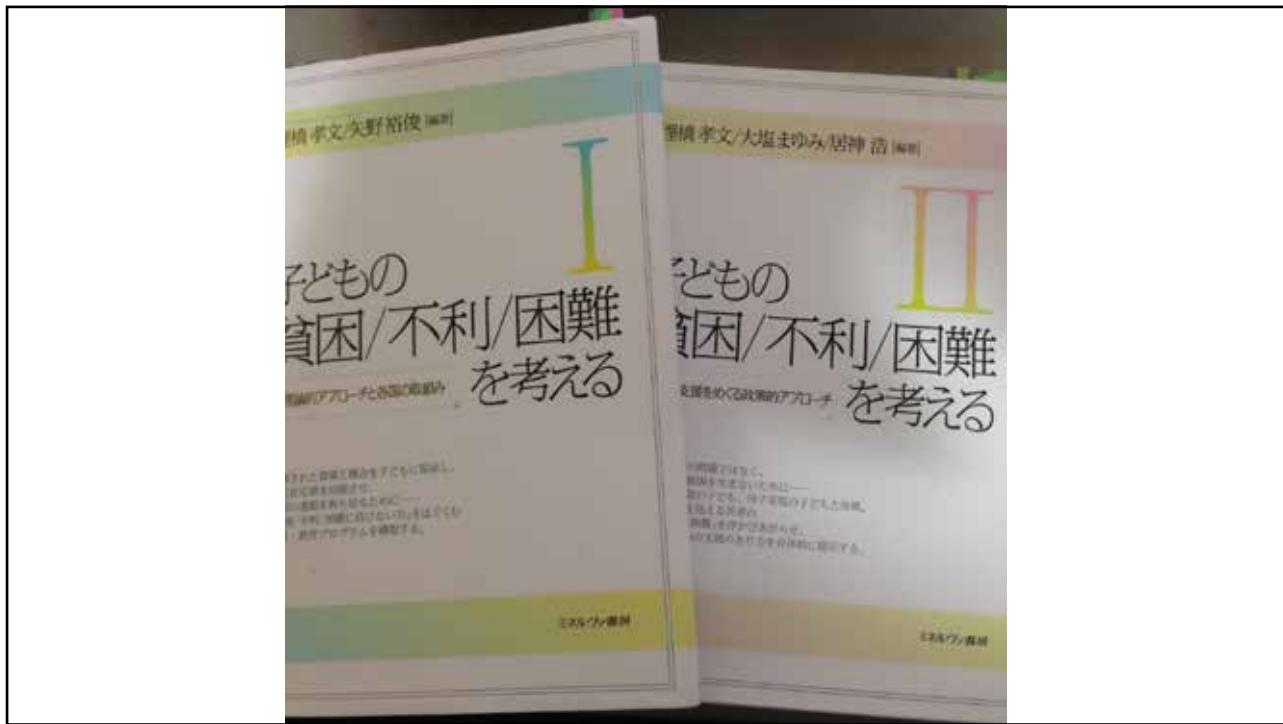


本報告の目的と目次

1. 親の貧困と子どもの貧困を区別したうえで両者の関係を検討。
2. 自己肯定感を増し、レジリエンスを高める働きかけ
3. 親の貧困と子どもの貧困を理解するための「統合的アプローチ」を提唱。

私たちの3冊の本

- 埋橋孝文・矢野裕俊共編著『子どもの貧困／不利／困難を考える I－理論的アプローチと各国の取組み』（ミネルヴァ書房、2015年）
- 埋橋孝文・大塩まゆみ・居神 浩共編著『子どもの貧困／不利／困難を考える II－社会的支援をめぐる政策的アプローチ』（ミネルヴァ書房、2015年）
- 埋橋孝文・矢野裕俊、田中聰子、三宅洋一編著『子どもの貧困／不利／困難を考える III－一施策に向けた総合的アプローチ総合的アプローチ』（ミネルヴァ書房、2019年5月）



RQ1: 「親の貧困」との関係を含めて「子どもの貧困」をどのようにとらえるべきか。

- 子どもの貧困と親の貧困は「原因」と「およぼす影響」という2つの点において区別されるべきである。
- 親の貧困の原因には、失業や雇用の問題のほか疾病や障害、離婚などが考えられるが、**子どもの貧困の直接の原因は親の貧困である。**
- 子どもの貧困は、そうでなければ子どもが享受したであろうさまざまな資源や機会へのアクセスを著しく困難にする（**排除・剥奪状態**）。

親が低所得であることが
子どもにどのような影響を与えていいるか。

山野（2008）

- 1) 低所得世帯の親は子どもと向き合う十分な時間が取れない、
 - 2) 居住スペースの狭さ
 - 3) 適切な養育（食事、教育）環境の不足
- ①親とのコミュニケーションの「機会」、②プライバシーを確保し、自分の時間や空間を得る「機会」、③家での教育・学習「機会」というふうに、貧困家庭でなかつたら普通に享受できていた「さまざまの機会」から**排除**、もしくは**剥奪**されていることを意味する。⇒低い学力、悪い健康状況、低い意欲=「意欲格差」という結果をもたらす。

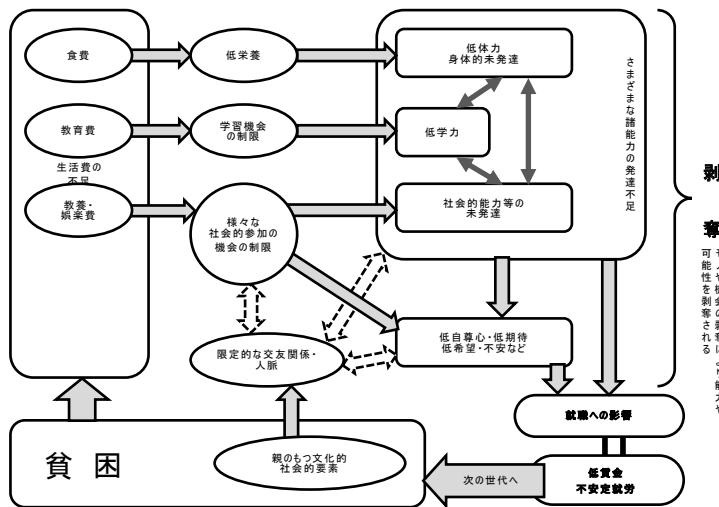


図3-1:子どもの貧困の悪循環と剥奪

山村 (2015) 「第3章 子どもの貧困をどうとらえるべきか」
p.33

RQ2: 福祉や教育の現場で「子どもの貧困」にどのように対応すべきか。

- 学校や福祉の現場での「子ども自身への働きかけ」については、これまで十分な検討がおこなわれなかった。
- 働きかけの「対象」や「目標」は何か、などの重要な原理が曖昧なままに残されており、その結果、学校現場や福祉現場、地域で子どもの貧困に対してどのように対応すべきかが明確になっていない。

RQ3 : 自己肯定感の重要性

- 私たちの調査は「貧困家庭の子どもの間ではそうでない子どもに比べて自己肯定感が有意に低い」ことを実証的に明らかにした)

<http://gpsw.doshisha.ac.jp/osaka-children/index.html>

<http://gpsw.doshisha.ac.jp/osaka-children/kyoto-children.pdf>

- 貧困でない家庭の子どもたちが当たり前に手にしているものを利用できないということは、「自らの状態に対する劣等感や羞恥心、そこから生まれるステイグマの感覚、他と違うという疎外感を感じることにもつながるだろう。・・・自らへの期待や自己肯定感を低めていくことにつながる」。

- 自己肯定感は、主体性・意欲をはぐくみ、そこから自立生活を築いていくうえでの根幹に位置づけられるキー概念。

児童養護施設の子どもたちの特徴

- 「児童養護施設の子どもたちの特徴としては『自分が悪かったから入ってきているのではないか?』という部分は被虐待の子どもは特にそうですが、そうでない子どもも親御さんと生活できることに対しての負い目をもっている子どもが大半ですわ。
- その中で自尊心とか自分はできるんだという自己肯定感はもちにくい環境があるということですね。

「あなた、こういう部分がいけないよ、こういう課題があるよ」としようとすると「いいんです、私なんか」という投げやりになる傾向があるということですね」

3つの働きかけ（インタビューから）

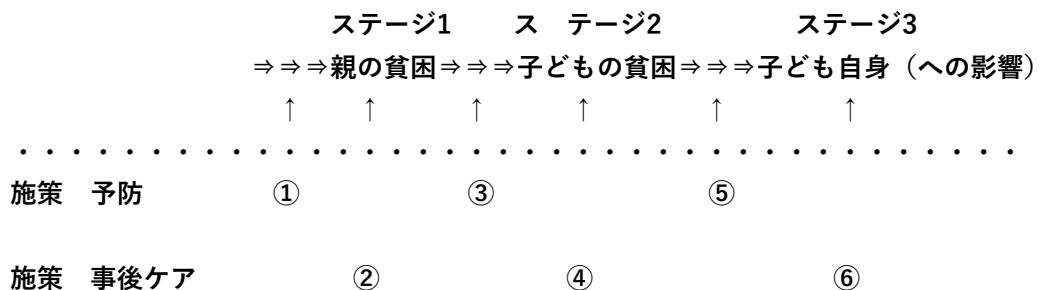
- 虐待された子ども達が入所してくると、自分が何もできないから怒られたのだという風な感じ方をしてしまうのです。
- ですから、自己肯定感を高めていく方法は必要で、私は3つあると思うのです。
- まずは、①守られる経験ですね。それから②認められる経験、それから③愛される経験。こういうのがあれば、本当に子どもというのは落ち着いてきて、自分をそんなに卑下しない様な子どもに育っていくのではないかと思うのです」（2013年5月～8月にかけて行われた児童養護施設職員に対するインタビュー調査から）。

有能感を与えていく。

- やはり1番大切な事というのは、子どもが入所してきたらこの施設の子どもなのだと、この施設の一員なのだというところで、そこからまず虐待を受けた子ども達なんかは劣等意識というのか、そういうものが強いのです。
- だから**有能感**を与えていくということをまずは大事にしていきたいなと思います。
- そういう寄り添いを大切にしながら、認めたり、愛したりしながら、この最終的な自立と言うところにもっていく、その間のプロセスというのが大事なことなのだろうなと思います。

子どもの貧困に対する総合的アプローチ

図 子どもの貧困の経路・ステージと
対応する施策



- ① 防貧的社会政策（最低賃金制度、税・社会保障給付を通した低所得者支援、雇用機会の提供、生活困窮者自立支援法）（ひとり親家庭の場合の）養育費支払い
 - ② 救貧的社会政策（生活保護）
 - ③ 児童手当、児童扶養手当、（児童養護施設への入所・里親委託）、
 - ④ 就学援助費、生活保護の教育扶助、
 - ⑤ 教育・福祉プログラム－1 予防・事前ケア 排除・剥奪されている機会や資源・サー ビスの補填（「中3学習会」「子ども食堂」「妊娠、出産および子育て支援」「保育サー ビス」）、
 - ⑥ 教育・福祉プログラム－2 事後ケア
- ※上のうち奇数番号（①、③、⑤）は原因と経路に働きかける措置⇒予防的政策、偶数番号（②、④、⑥）は結果に働きかける措置⇒事後の政策

①～②の説明

①

親の貧困に至る経路を「狭くする」施策であり、貧困を未然に防ぐもしくは緩和する＜防貧的社会政策＞－最低賃金制度などの＜規制＞施策や雇用機会の提供、職業能力の向上、税・社会保障給付などの金銭の方策、が含まれる。

②

①にもかかわらず貧困を予防できなかった後に、つまり貧困の「認定」後に提供される生活保護手当がその代表である。

③～④の説明

③

親の貧困が子どもの貧困に直結する度合いを緩和する方策であり、それらは児童手当や児童扶養手当、就学援助費などの金銭的方策、および、子どもの児童養護施設への入所、里親委託などの非金銭的規制政策がある。

④

子どもの貧困に対する事後的ケアとしては独立した施策は見当たらぬ。親の貧困と一体化している場合、それは生活保護手当でカバーされるべきである。子どもを直接対象としているという意味で教育扶助をここに挙げてもいいかもしれない。

⑤の説明

⑤

子どもが当然享受する権利をもつ諸資源や諸機会にアクセスすることができないこと、つまりそうしたアクセスの権利をはく奪、排除されている状態である。この⑤は、こうした事態が実際に子どもに負の影響を与えるのをできるだけ少なくするような「補足」「補填」のための方策である。

つまり「中3学習会」は学習を補足するモモであり、「子ども食堂」は食事を補填するものである。そのほか、保育・子育て支援サービスも、子どもが必要とするサービスを補填する。

⑥の説明

- いわば貧困による各種悪影響を被った子どもに対して教育や福祉が何ができるかを考えた場合、ダメージからの回復を主旨とする何らかのアフターケア方策がここに入る。

- それは、貧困によって極限にまで低下させられた自己肯定感や自信などを回復させる働きかけである場合もあるであろうし、あるいは、人間や社会への不信感を払しょくさせる形をとることも考えられる。

参考 異なった見解

西村貴直（2016）「『子どもの貧困』問題の再検討」『関東学院大学人文学会紀要』第135号、

- ・西村（2016）：「子どもの貧困という特別な貧困があって、それに対応する特別な政策と実践があるわけではない」（2013：5）とする松本伊智朗氏と問題意識を共有。
- ・「自己責任論」との緊張関係を回避するし、それ以外の貧困との関係を切り離す（切り離せる）点が今の「子どもの貧困」対策の特徴。
- ・教育を通した解決の方向が子どもの貧困対策のメインストリームとなっていることへの批判的検討。⇒「正しく貧困の問題として認識」することの重要性を強調。
- ・「教育や包摂を志向する政策は、その方法をどこまで追求・洗練したとしても、貧困を生み出す社会のあり方そのものを批判的にとらえる道筋は見えてこない」（p.117）という結論。

参考 シリーズ 子どもの貧困【全5巻】明石書店

編集委員会代表：松本伊智朗北海道大学教授

■ シリーズ特色

- 経済的問題から離れない。経済的困窮を基底において貧困を把握する。
- 社会問題としての貧困という観点をとる。個人的問題にしない。
- 貧困問題を分断しない。子どもの貧困は、貧困の理解と対策を広げることばである。
- 反貧困としての「脱市場」と「脱家族」の観点をとる。
- 子ども期の社会的特徴と関係させて構成する（とくに第2巻～第4巻）。
- 支援の現場・研究の最前線の執筆者、総勢60名による書き下ろし。

地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の 再生に向けたアクションリサーチ

3地区まちづくり合同会社
AKYインクルーシブコミュニティ研究所
矢野 淳士

背景

<3地区（浅香、加島、矢田地区）の子どもを取り巻く問題>

- ・ひとり親世帯や外国にルーツを持つ子どもの増加
- ・ネグレクトや虐待
- ・低学力
- ・子どもの居場所として機能していたコミュニティセンターの喪失
により地域の子どもの実態が見えない

背景

浅香地区の取り組み①—子ども食堂

実施日時	毎月第二土曜日11:00-14:00
実施場所	浅香会館別館「ゆいま～るの家」
対象者	小中学生(無料)
運営	大阪市よさみ人権協会 チャレンジ会(ボランティアグループ) 大阪市大生活科学部の学生ボランティア
資金	子どもの未来応援基金からの助成金、 寄付、小事業収益



目的

- ・子どもの居場所づくり
- ・子どもの実態把握
- ・小中学校との情報共有



背景

浅香地区の取り組み②—学びスペース

実施日時	毎週第火曜日16:00-19:00
実施場所	浅香会館別館「ゆいま～るの家」
対象者	小学生(夕食代200円) 定員15名(登録制)
運営	大阪市よさみ人権協会 チャレンジ会(ボランティアグループ) 大阪市大生活科学部の学生ボランティア
資金	子どもの未来応援基金からの助成金、 寄付、小事業収益



目的

- ・学習(宿題)支援
- ・体験学習
- ・仲間づくり
- ・食育(調理・準備・片付け)



子ども支援ネットワーク構築の試み

2017年度

子どもの貧困対策セミナーvol.1-vol.3

- ・地域の取り組みをさらに発展させるためのネットワーク作りを目的に開催
- ・対象：小中学校教職員、研究者、学生、行政関係者
- ・全3回で延べ94名が参加

・**子どもの貧困対策セミナーvol.1**
「子どもの貧困が生み出すメンタルヘルスの問題」 精神科医 大久保圭策 氏

・**子どもの貧困対策セミナーvol.2**
「子どもの貧困をどう捉えるか」
同志社大学社会学部教授 堀橋孝文 氏

・**子どもの貧困対策セミナーvol.3**
「学校にできること・できないこと」
大阪大学人間科学部教授 高田一宏 氏



第1回の様子

子ども支援ネットワーク構築の試み

2018年度

子どもの貧困対策セミナーvol.4-vol.6

- ・テーマ：外国にルーツを持つ子どもの支援←矢田での実態調査結果を受け
- ・今後の地域実践を模索することを目的として開催
- ・大阪府下での実践報告（八尾市安中地区、矢田地区、ミナミ）
- ・八尾市安中地区的ベトナムコミュニティ視察（vol.5）
- ・全3回で延べ75名が参加

・**子どもの貧困対策セミナーvol.4**
「NPO法人トッカビのルーツ語教室」大阪大学大学院人間科学科 薮田直子 氏
「外国にルーツを持つ子どもの実態調査報告」

NPO共生と自立のまちづくり・ふれあい 裕丸朝子 氏

・**子どもの貧困対策セミナーvol.5**

「八尾市の多文化共生施策」八尾市人権文化ふれあい部 理事 綱中孝幸 氏
「NPO法人トッカビの活動紹介」NPO法人トッカビ 代表理事 朴洋幸 氏
ベトナムコミュニティフィールドワーク

・**子どもの貧困対策セミナーvol.6**

「外国人母子支援の仕組みづくり—Minamiこども教室の実践」
NPO法人コリアNGOセンター 事務局長 金光敏 氏

子ども支援ネットワーク構築の試み

2018年度

地域で考える子どもの貧困国際シンポジウム

- ・テーマ

東アジア諸国における外国にルーツを持つ子どもの支援と包摂型移民政策

- ・内容

台湾、韓国、アメリカ、日本における移民政策や外国にルーツを持つ子どもの支援実践の報告

- ・参加者

教育関係者、研究者、学生、行政関係者44名



子ども支援ネットワーク構築の試み

2019年度

子どもの貧困対策セミナーvol.7-vol.8

- ・テーマ：外国にルーツを持つ子どもの支援
- ・今後の地域実践を模索することを目的として開催
- ・小中学校との連携強化に重点
- ・vol.7は住吉区東部人権教育研究協議会と共に実施
- ・全2回で延べ52名が参加

- ・子どもの貧困対策セミナーvol.7

「外国にルーツを持つ子どもが日本社会を変えるか」

NPO法人おおさかこども多文化センター 理事 安野勝美 氏

- ・子どもの貧困対策セミナーvol.8

「当事者の体験から考える支援のあり方」

ハテラさん（アフガニスタンから渡日された女性）

カトリック大阪大司教区社会活動センター・シナピス ビスカルド篤子 氏

子ども支援ネットワーク構築の試み

子どもの貧困対策セミナーvol.7-vol.8（2019年度）



Vol.7



Vol.8



子ども支援ネットワーク構築の試み

子どもの貧困対策セミナーvol.9 2020/3/19

・テーマ

当事者の体験から考える支援のあり方Part.2

・内容

フィリピンから渡日されたネルダ・ルチャベスさんの体験を基に外国にルーツを持つ子どもや家庭の支援方策について参加者で議論する



外国にルーツを持つ家庭の実態調査

「外国にルーツのある子どもと家庭の実態とニーズに関する調査」の概要

- ・**調査の目的**：外国にルーツを持つ親子の実態やニーズを把握し、地域や学校ができる支援活動の立ち上げや行政への政策提言について模索すること

①外国にルーツを持つ子どもの保護者に対するアンケート調査

- ・**調査対象**：住吉区東部の小中学校 14校に在籍する当該児童の保護者（主に新規渡日）
- ・**調査目的**：外国ルーツの家庭が抱える社会、経済、文化的課題とニーズの把握
- ・**調査方法**：2019年12月の各学校の保護者面談時に調査票を配布し、郵送または学校提出により回収（現時点で30部回収/103部）

②小中学校の教員を対象としたフォーカスグループインタビュー(FGI)調査

- ・**調査対象**：住吉区東部のA小学校とB中学校の人権担当、外国人担当、担任教員
- ・**調査目的**：外国にルーツを持つ子どもや保護者と日々接している教員が抱える課題やニーズの把握
- ・**調査方法**：A小学校（1月28日）、B中学校（1月22日）を訪問し、FGI調査実施

外国にルーツを持つ家庭の実態調査

①外国にルーツを持つ子どもの保護者に対するアンケート調査

<2018年度のプレ調査結果で把握できたこと>

- ①母語や母文化に関する教育ニーズ
- ②言葉の問題、育児習慣の違い、相談できる人や周りに助け合える人がいない、生活費・学校関連経費の負担などの困り事
- ③子どもの学力、経済的な問題、日本の学校に対する情報が届かないなどの進学に関する不安
- ④学校からのお知らせを英語に翻訳する、電話する等を通じて、保護者に伝わるようにしてほしいという要望

外国にルーツを持つ家庭の実態調査

①外国にルーツを持つ子どもの保護者に対するアンケート調査

- ・日本語、韓国語、英語、スペイン語Ver.を作成

質問項目

- 1.家族構成
- 2.現在の暮らし向き
- 3.家庭内の言語
- 4.保護者の日本語能力
- 5.母語・母文化を子どもに学ばせたいか
- 6.子育ての悩み
- 7.相談相手
- 8.教育についての心配事
- 9.進学の意向
- 10.教育費について
- 11.学校への要望
- 12.地域への要望
- 13.日本の育児・教育・地域について思うこと（自由記述）

外国にルーツのある子どもの実態とニーズに関する調査
(小学生)

調査票

外国にルーツを持つ家庭の実態調査

①外国にルーツを持つ子どもの保護者に対するアンケート調査

〈14校各校との事前打ち合わせの中で把握できたこと〉

- ・学校ごとに状況は異なるが、総じて5～15人程度の外国ルーツ生徒が在籍
- ・ルーツ国は中国、韓国、フィリピン、メキシコ、エジプト、インドネシア、ブラジル、アメリカ、ペルー、フランス、ロシア等
- ・新規渡日の生徒の数が年々増加傾向にあり、学校現場では、かつて経験したことのない場面への対応に追われている
- ・フィリピンにルーツを持つ母子家庭で母親に精神疾患があり生徒は不登校になっているという困難なケースが2校で聞かれた

外国にルーツを持つ家庭の実態調査

②小中学校の教員を対象としたフォーカスグループインタビュー(FGI)調査

〈小中学校の教員の困り事やニーズ〉

- ・日本語を学校で一から教えたり、その生徒につきっきりになることは難しい
⇒日本語教室（週2～3午前）をもっと増やしてほしい
- ・学校でトラブルがあった場合、子どもや保護者とのコミュニケーションが困難
⇒通訳がいればいいが、教育委員会も緊急対応はしてくれない
- ・自動翻訳機がほしい
※ポケトークは面談時には使えるが、授業では使えない
- ・保護者に提出してもらう公的書類の翻訳

今後について

- ・**今回の調査から把握した課題やニーズに対応する地域実践の立ち上げ**
地域拠点を活用した当事者交流会、日本語教室の拡充等
- ・**行政への政策提言**
調査結果を14校にフィードバックし、来年度に教育委員会に提出する要望書に提案を盛り込む

東アジア先進大都市における 「サービスハブ」の空間的形成過程 大阪市西成区の住宅市場の事例から

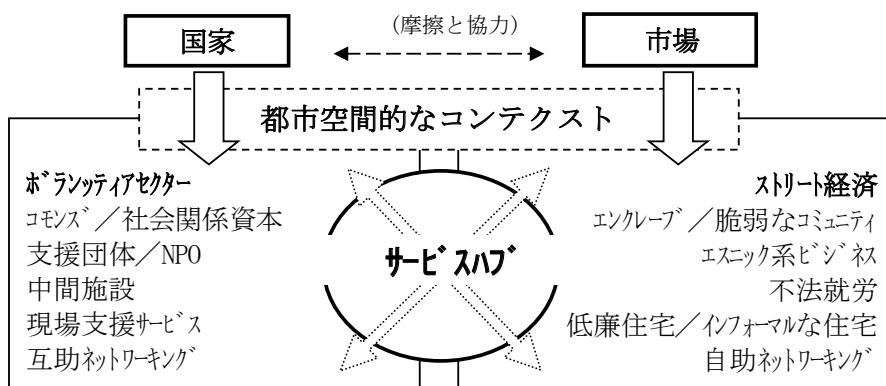
**The Spatial Formation Process of "Service Hubs"
in East-Asian Advanced City-regions
The Case of the Housing Market in Nishinari Ward, Osaka City**

ヨハネス・キーナー 准教授
埼玉大学大学院 人文社会科学研究科

大阪市立大学先端的都市研究拠点の共同利用事業・共同研究
東アジア先進大都市における「サービスハブ」の空間的形成過程
ローカルな住宅市場を中心に

- 「サービスハブ」とは、格差社会を先鋭化させる都市（特に大都市）において、それが同時的あるいは逆説的に備えてきた「剩余人口surplus population」の生活支援の機能あるいはその実体を指す
- こうした地域はとりわけインナーシティに多くみられ、様々なボランティア団体の拠点にもなっている
- 既存の分析アプローチは、こうした地域でみられる支援サービスのボランティア的な運営を下支えする建造環境が分析の射程から漏れ落ちるというギャップが存在する
- 本研究の目的は、あえてこのギャップに着目し、公的セクターの残存ではない「サービスハブ」の隠された機能こそが、もう一つの包摂的機能を果たしている可能性を（実証的成果をもって）明らかにすること

研究の見取り図



- 「サービスハブ」の二つの側面（構成要素）を「ボランティアセクター」と「ストリート経済」という象限に分け、一つの都市空間的なコンテクストを通じた国家ないし経済というマクロな構造との対応関係から捉える

・東アジア・日本 主要研究メンバー

- 福本 拓／南山大学（代表）
- コルナトウスキ・ヒエラルド／九州大学
- 阿部 康久／九州大学
- 堀田裕介／大阪市立大学
- 蕪 閥偉／大阪市立大学
- 水内 俊雄／大阪市立大学
- キーナー・ヨハネス／埼玉大学
- 陸 麗君／福岡県立大学

・海外 主要研究メンバー

- MARR David Matthew／フロリダ国際大学
- DEVERTEUIL Geoffrey／カーディフ大学
- OOSTERLYNCK Stijn／アントワープ大学

研究会について

日付	発表者	所属	題目
第1回 2019/09/30	ヒエラルド・コ ルナトウスキ	九州大学	香港における居住支援の細分化とサービスハブのあり方
	由里宗之	大阪市立大学客員研究员	米国の近年のunbanked(銀行口座不保持)層の問題と金融包摂(financial inclusion)の取り組み
第2回 2019/12/27	大場茂明	大阪市立大学	都市再生事業における公的介入の再編－2010年代のハンブルク住宅政策を中心として－
	山本健兒	帝京大学、九州大学名誉教授	ドイツの大都市における「問題街区」のリノベーションはジェントリフィケーションか？－ミュンヘン市シュヴァンターラーハーエ（ヴェストエント）の事例－
第3回 2019/02/18	水内俊雄	大阪市立大学	ジェントリフィケーションに関する大都市の分極化に関する統計分析
	陸麗君	福岡県立大学	インナーシティのジェントリフィケーションを考える－西成区あいりん地域と浪速区の華僑たちを通して－
	松尾卓磨	大阪市立大学	ロンドンの都市開発とジェントリフィケーション
第4回 2019/03/09	菅野拓	京都経済短期大学	協働都市論へ向けて－サードセクターのイノベーションと協働

成果公表について

- 水内俊雄編『2020年特集：新自由主義／ジェントリフィケーションに向き合って』 空間・社会・地理思想 23号
- Springer社より刊行予定の英文叢書『Diversities of urban inclusivity: Perspectives beyond gentrification in developed city-regions』（AJG Libraryの一環として刊行）

Diversities of urban inclusivity

Perspectives beyond gentrification in developed city-regions

Table of Contents

Preface: Introduction (Geerhardt Kornatowski, Toshio Mizuuchi)
Acknowledgements

I. Gentrification and adversarial inner-city neighborhoods

- Ch.1 Why is "Gentrification as a Dirty Word" Irrelevant in Japan: A Brief History of Recent Residential Rights (Taku Sugano)
Ch.2 A Neighbourhood Commons Proposition Based on a Comparison of the Gentrification Processes in the Global North, South and Japan (Meriç Kirmizil)
Ch.3 Jjok-bang as Symbols of Poverty: The Creation and Eradication of Seoul's Last Residential Safety-Net (Deok Young Lim)
Ch.4 Always on the Move: Commercial Gentrification and Urban Change in Turin, Italy (Magda Bolzoni)

II. The inclusive properties of service hub neighborhoods

- Ch.5 Service hubs: Stuck in Time, Stuck in Place (Geoffrey DeVerteuil)
Ch.6 Spatial Dynamics and Strengths of Service Hubs Addressing Homelessness in Global Miami (Matthew Marr, Rebecca Young, Jacquelyn Johnston, Karen Maher)
Ch.7 The Impact of Increasing Welfare Needs and Exclusion of Homeless People in Urban Underclass Communities: The Case of Kotobuki, Yokohama (Kahoruko Yamamoto)
Ch.8 Resilience of Homeless People in Hong Kong: A Structuralist Perspective (Constance Ching)
Ch.9 Voluntary services in Disordered Space: The Inner-city Service Hub for Foreign Workers in Singapore (Geerhardt Kornatowski)

III. Consolidation of inner-city social relations

- Ch.10 Transition or Consolidation? The Role of Inner City Neighbourhoods in the Integration of Immigrants in Brussels (Christian Kesteloot)
Ch.11 The Historical Transformation of Korean Resident Areas in Osaka: Its Dynamics in the Absence of Urban Policy (Taku Fukumoto)
Ch.12 Community: Creation and Transformation in Higashikujo, Kyoto (Kuniko Ishikawa)
Ch.13 Uncovering the Inclusivity of Brixton: A Historical Analysis of Diversity and Its Relation to Gentrification in London's Inner City (Takuma Matsuo)

IV. Urban policies for social inclusivity

- Ch.14 Housing Policy and the Role of Housing Associations: The Case of Amsterdam and Urban Renewal in the Bijlmermeer (Jeroen van der Veer)
Ch.15 From "Politique de la Ville" to "Renouvellement Urbain": Paradigm Shifts of Urbanism in the Banlieue of Paris (Natsuki Kawaguchi)
Ch.16 From Confinement to Dispersion: The Changing Geographies of Tokyo's Homeless Policies and Last Housing Safety Net (Toshiō Mizuuchi, Tohru Nakayama)
Ch.17 Housing Policies and the (Re-)Shaping of the Inner City: The Case of Osaka City's Nishinari Ward (Johannes Kiener)
Ch.18 From Stigma to Pride: New Practices of Housing-based Welfare for Regenerating Disadvantaged Communities in Taipei (Hongwei Hsiao)

住宅政策とインナーシティの（再）形成

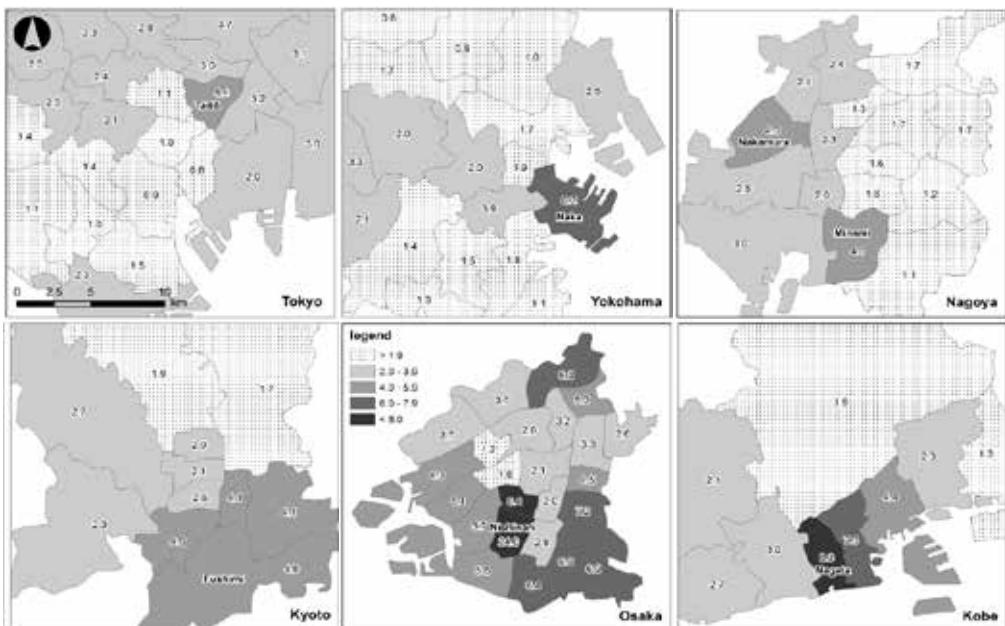
大阪市西成区の事例

Housing Policies and the (Re-)Shaping of the Inner City

The Case of Osaka City's Nishinari Ward

- ・インナーシティはよく公的な介入の所になるため、政策のパラダイムを反映している (DeVerteuil 2015)
- ・本研究の目的は公的な介入がインナーシティの住宅ストックをどのように（再）形成させてきたかを明らかにすること
- ・研究対象は多くの生活保護受給者が住んでいる大阪市西成区である
- ・西成区北部に位置している二つのインナーシティ地域の住宅ストックに関わる政策に分析の中心を置く
 - 釜ヶ崎：日本最大の寄せ場
 - 西成区北西部：被差別部落

日本6大都市区別の生活保護受給率（2016年度）



西成区のインナーシティ住宅ストックに貢献した主な政策

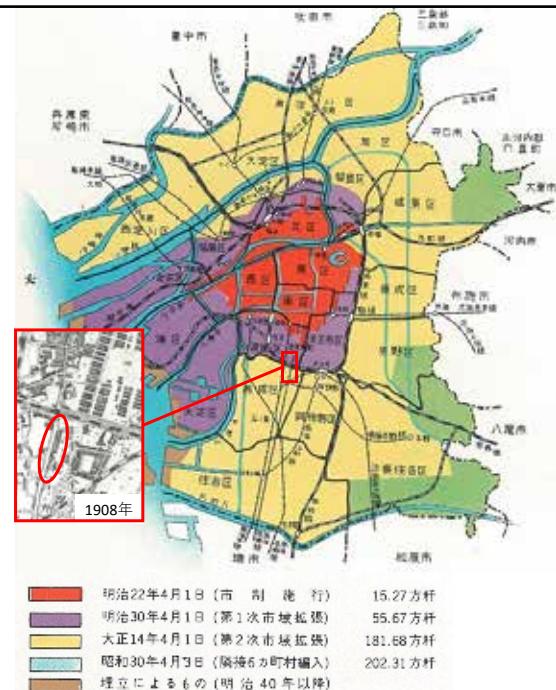
年	西成区北西部	金ヶ崎
1880	1886 Lodging Regulation Order (Osaka Prefecture)	
	1897 First city area expansion (Osaka City)	
1900	1906 Slaughter House Act (state)	1898 Lodging Business Regulation Order (Osaka City) 1903 5th National Industrial Exhibition (state)
	1919 Urban Planning Act (state)	
	1919 Urban Building Act (state)	
1920	1923 Local Improvement Program (state)	1925 Second city area expansion (Osaka City)
	1927 Improvement Act for Districts with Poor Housing (state)	
	1938 Complete Prohibition of Leather Production for Private Demand (state)	
1940	1948 Hotel Business Act (state)	
	1950 Housing Loan Corporation Act (state)	1951 Public Housing Act (state)
第1時期	1952 Osaka City Housing Control Ordinance (Osaka City)	
	1956 New Highway Construction Plan (Osaka City)	
	1956 New Loop Line Plan (Osaka City)	
	1957 Naniwa-Nishinari Housing Request Alliance (community)	
1960	1969-2002 Dōwā Program Special Measure Act (state)	1966 Airin System (state, Osaka Prefecture, Osaka City)
	1978 Nishinari District General Plan Committee (Osaka City)	
第2時期	1980 1995 Nishinari District Community Development Committee (community)	
	1997 Act to Accelerate of Maintenance of Disaster Prevention Districts in Densely Built up Urban Areas (state)	
	1999 Osaka City Private Dilapidated Housing Reconstruction Support Program (Osaka City)	1999 NPO Organization to Support the Homeless in Kamagasaki (community)
第3時期	2000	2003 Circular concerning public assistance (state) 2009 Circulars concerning public assistance (state)
		2012 Nishinari Special Ward Initiative (Osaka City)
		2015 Self-Reliance Support Act for Impoverished People (state)

第1時期 1900年前後から1940年代まで

- ・インナーシティ形成に貢献した政策は、主に近代的な都市空間の確保と関わるもの
 - 木賃宿や皮革産業関連の施設などの望ましくないものが市域内に制限された
 - 市域外には住宅が無秩序に建てられて、当時に新しく導入された都市計画は本地域に及ばなかった
 - 本地域が市域になってから、住宅に関する政策は主に都心のスラムから立ち退きされた住民のためであった

釜ヶ崎の発展

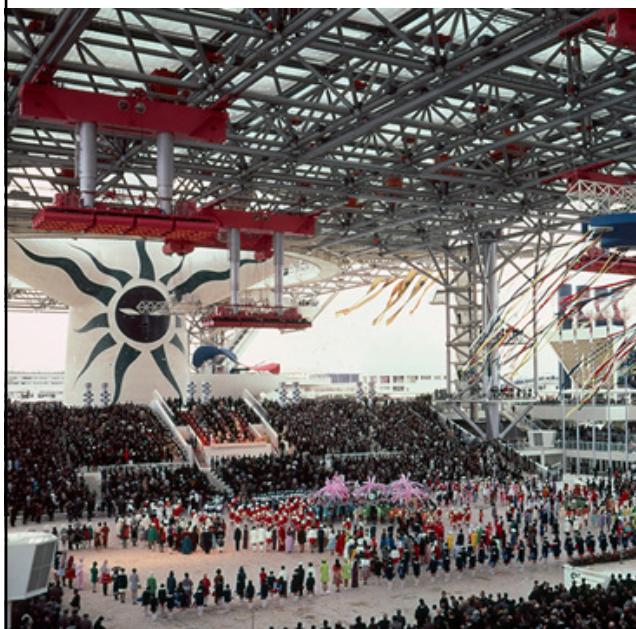
- ・1898年に木賃宿を扱った宿屋取締規則が廃止されて、宿屋営業取締規則が導入された
- ・宿屋営業取締規則は大阪市域内に木賃宿を制限したため、新しい木賃宿はその外に建てられた
- ・1897年の第一次市域拡張によって、市域は市街化されなかった地域に広がるようになった
- ・1924年の記録によると、釜ヶ崎の木賃宿に住む人は1904年から来た者だという
- ・このような居住者の多くは、特に1904年から1907年に線路建設のために行われたスラム・クリアランスに立ち退きされた者であった



第2時期 1940年代後半から1990年代

- 政策は地域コミュニティの社会運動や暴動などに対応するものであった
 - 社会運動や暴動は福祉政策が実現されている場所とタイミングに強く影響を与えて、対象になった地域のインナーシティ的な性格を強化していた
 - 地域のコミュニティは福祉の計画や実現にあまり関わらなかった
 - 福祉は地域コミュニティや市場と関わらずに実現された

1970年の大阪万博

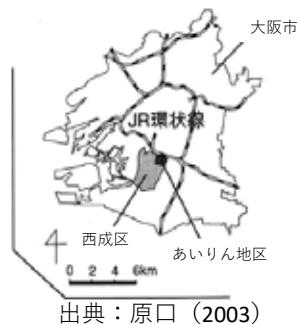


1960年代から発生して
いた釜ヶ崎暴動

14

あいりん対策

- 1966年、大阪市の寄せ場（釜ヶ崎）は「あいりん地区」に指定された
- ここに日雇労働者の生活に関する諸問題に対する政策が集中していた
- 国、大阪府、大阪市が協力して政策を立案した
- 主な施設など：
 - あいりん総合センター：日雇労働者の労働環境の改善や日雇雇用保険や医療サービスの提供など
 - 大阪市立厚生相談所：短期の生活保護（医療扶助、保護施設など）
 - 簡易宿泊所：飯場に住んでいない時、日雇労働者が利用している民間の宿泊施設



出典：原口（2003）

15

簡易宿泊所

- 民間の宿（旅館業法）
- 3畳の部屋
- 共同のトイレやお風呂など
- 約200棟（20,000ベッド）



第3時期 1990年代後半から

- 政策は直接な介入より、間接な介入になっている
 - 直接な介入より、コミュニティや市場の能力を活かして、福祉を実現するようになった
 - この政策が実現されている場所は地域コミュニティーの運動などが強い所ではない
 - 地域コミュニティは必要な能力を持っている所や、市場の条件が良い所で、福祉政策が実現されている

生活保護の適正化

- 1998年からは**病院退院後の敷金支給**が開始された
- 2000年から**施設退所後の敷金支給**が開始された
- 2003年から居宅保護は**高齢化したホームレス**に対応できるようになった（厚生労働省の通知）
- 2009年から居宅保護は経済的な理由で生活が困難になった**若年層（派遣切り）**に対応できるようになった（厚生労働省の通知）



西成区北西部における被保護者向けの「福祉住宅」



リノベーションされた長屋



リノベーションされた商店

20



「サポートハウス」
に転用された簡易宿泊所

21

まとめ

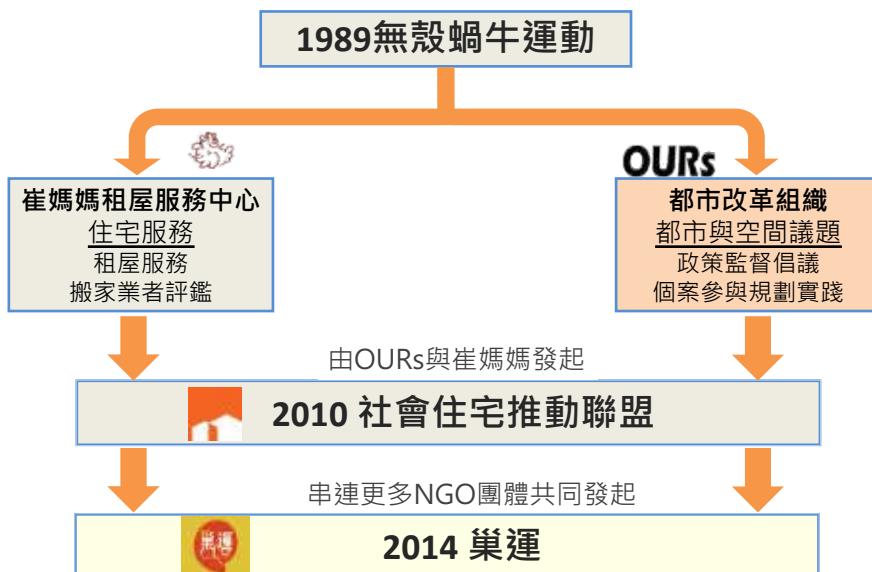
- ・インナーシティは西成区の場合で、各時期に形成されて、各時期の残存が現在まで残っており、その残存が住宅環境の特徴になっている
- ・第2時期に成立した政策の段階的な撤退は新しい空間的なダイナミックをもたらして、公的な介入による形成された空間はインナーシティと絶対的に繋がっていない

ご清聴ありがとうございました！

台灣的住宅法立法與修法內容之分析

黃麗玲 (國立台灣大學建築與城鄉研究所副教授)

住宅運動組織的轉化





1989
無殼蝸牛運動



2010~
運動目標

住得起
(居住權)

>未挑戰住宅商品化價值
觀與國家角色(市場主導)

房市奇景：三高三低

三高

- 1) **高房價**：房價所得比台北市15.01、新北市12.67（2014年Q1）
- 2) **高自有率**：85%（2012年，僅次於新加坡）
- 3) **高空屋率**：10.5%，86萬戶（2014年）

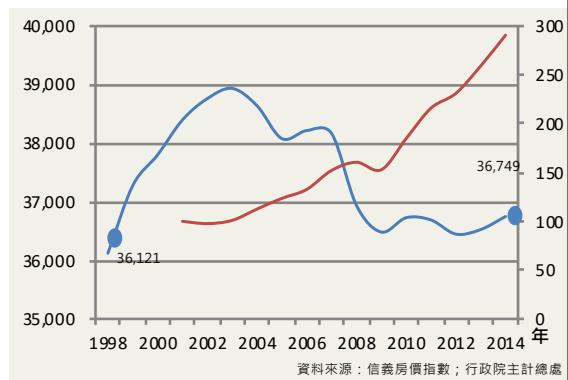
三低

- 1) **低稅率**：持有稅<0.1%，利得稅<3%，幾乎為全球最低
- 2) **低社會住宅**：0.08%（7千餘戶）
- 3) **低品質（Capability /Price）**：違建林立、住宅老舊

時勢與契機

十大民怨網路票選前10名			
排序	項目	贊成票數	反對票數
1	都會地區房價過高	5635	330
2	電話及網路詐騙氾濫	3055	404
3	求職不易及失業問題	2202	119
4	毒品充斥	1374	625
5	民生物價過高	1365	54
6	公共場所廁所不乾淨	1304	84
7	交通違規開單拖吊過嚴	1239	577
8	幼兒托育不安全	977	570
9	食品衛生把關不嚴	793	30
10	占用騎樓、道路或車位	754	43

註：截至11月29日殘留11時20分的投票結果
資料來源：政府入口網 (<http://pix.www.gov.tw>)

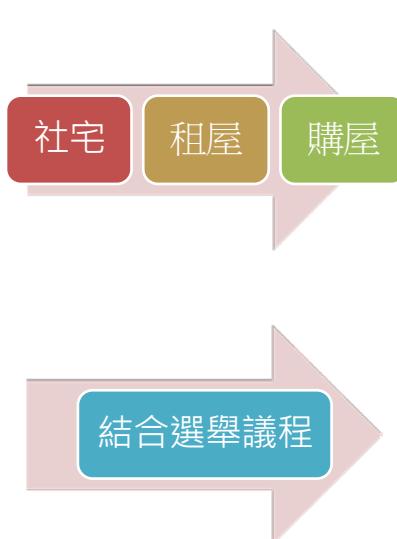


政治人物
必須面對

➤時勢1：高房價是民怨之首(2009年調查)

➤時勢2：房價漲幅數倍，薪資回到二十年前

基本策略



1. 從社宅開始

- 先不挑戰既得利益者，阻礙較小
- 簡單易懂、召喚群眾

2. 積累成果、推進新議題

1. 呼應中央or地方選舉時程，設定議題目標。
2. 讓議題成為公共焦點，形成選舉競爭壓力。



中央選舉 →

2010 2012 2014 2016

議題設定
催生法制改革（住宅法、實價登錄）

結合不同團體(住宅、社福、稅制)，藉公聽會、記者會等造勢施壓

地方選舉 →

2010 2012 2014 2016

議題設定
社會住宅興建承諾

五大訴求 承諾簽署書

- 一、居住人權入憲，終結強拆逼遷
- 二、改革房產稅制，杜絕投機炒作
- 三、廣建社宅達5%，成立住宅法人
- 四、修訂公地法令，停建合宜住宅
- 五、發展租屋市場，制訂租賃專法

本人認同「巢運」五大訴求，並承諾在任期內，依此原則推動相關政策，並督促與配合法令制訂。

簽名 林文真
2014.10.10

台北市 8年50,000戶	新北市 4年7,000戶
桃園市 8年20,000戶	台中市 8年10,000戶

發起巢運，於2014.10.04號召民眾夜宿抗議

四大城市當選人皆簽署承諾，
並提出具體興建目標。



階段性成果

1. 住宅問題「**公共化**」：住宅政策成為政府與政治人物必須要積極回應的政治議程。
2. 政策與制度建立
 - a. **社會住宅**
 - 中央政府：蔡總統承諾，八年興建二十萬戶(約總住宅存量2%)
 - 地方政府：台北市(五萬戶)、新北市(七千戶)、桃園市(兩萬戶)、台中市(一萬戶)等首長承諾
 - b. **住宅法(2010年立法・2016年修法)**
 - c. **實價登錄**
 - d. **房地合一稅**

2016年住宅法修法重點

- 主要修訂社會住宅專章
 - 住宅土地：地方政府可長期租用公有非公用土地辦理社會住宅
 - 經費：明訂中央及地方住宅基金來源、成立社會住宅融資服務平台、給予長期低利資金
 - 人力組織：明定主管機關得設立、指定或委託專責法人或機構辦理社會住宅，以因應社會住宅興建營運的專業性及人力需求

2016年住宅法修法重點

- 稅賦減免：社會住宅興辦期間的地價稅及房屋稅得予適當減免，並免徵營業稅，以減輕地方政府或民間興辦社會住宅的稅賦負擔；為鼓勵屋主將房屋出租予符合租金補貼申請資格者，新增綜合所得稅及地價稅租稅優惠規定(公益出租人)。
- 社會住宅弱勢群體比例提升（從10%增加為30%）。

其他相關

- 社會住宅應保留一定空間供社會福利服務等必要附屬設施之用；增訂非營利私法人得承租公有社會住宅之規定。
- 增訂承租民間住宅並轉租及代為管理，或媒合承、出租雙方及代為管理者，得給予入住者租金補助（包租代管）。
- 直轄市、縣（市）主管機關得補助或獎勵新建、增建、改建、修建或修繕具地方或民族特色或歷史原貌之住宅。

居住權概念的推展

- 第一條 為保障國民居住權益，健全住宅市場，提升居住品質，使全體國民居住於適宜之住宅且享有尊嚴之居住環境，特制定本法。
- 第五條 為使全體國民居住於適宜之住宅，且享有尊嚴之居住環境需要，中央主管機關應衡酌未來環境發展、住宅市場供需狀況、住宅負擔能力、住宅發展課題及原住民族文化需求等，研擬住宅政策，報行政院核定。

居住權概念的推展

- 第五十三條 居住為基本人權，其內涵應參照經濟社會文化權利國際公約、公民與政治權利國際公約，及經濟社會文化權利委員會與人權事務委員會所作之相關意見與解釋。

運動、結盟與政策

- 住宅運動團體透過群眾運動
- 選舉政黨競爭與行政院的角色
- 社福團體的角色在立院才是關鍵
 - 住宅歧視議題
 - 社福團體營運社宅
 - 社福設施

住宅法推進的意義

- 住宅問題的定位：從市場機能到居住權概念
- 住宅領域的再公共化：社會住宅無法用獎勵投資條例，中央政府對於居住課題必須介入投入
- 發展型國家有限的進步，政策前線仍然不明

Struggling in an Unequal City – Housing Problems in Hong Kong

International Symposium, Urban Research Plaza,
Osaka City University,
15-16, February 2020., Osaka, Japan

Thanks You Welcome Comments

Ngai Ming YIP

Professor of Housing and Urban Studies, Associate Head, Department of Public Policy
Convenor, Urban Research Group, City University of Hong Kong

Small Aging

Unequal

Hong Kong

Compact

Housing problems

Inequality in Housing

Very expensive housing

Unaffordable Housing

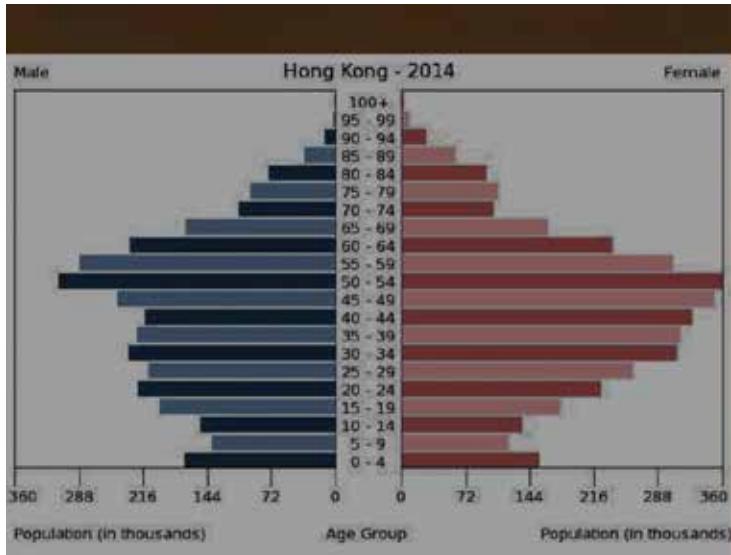
Poor Housing



Population distribution very uneven

90% of population in 10% of the city space

Small Dense city



15% age 65+

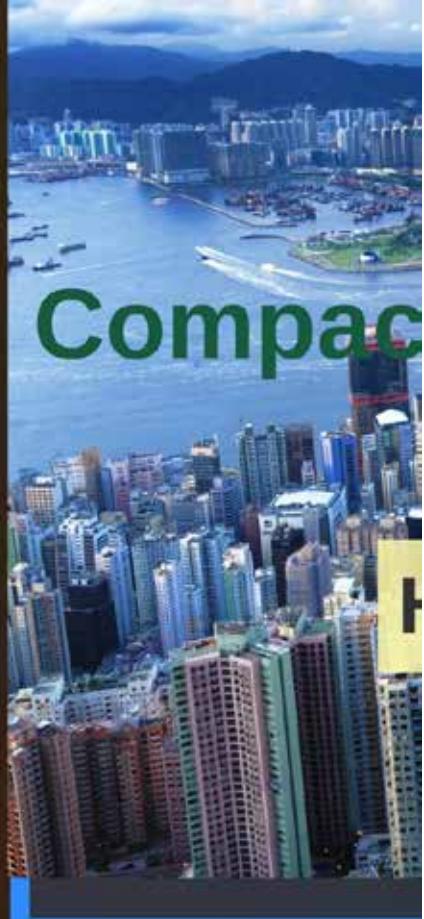
Median Age 44

Aging

Live long
80.9 years for males
86.6 years for females



Creative use of the space



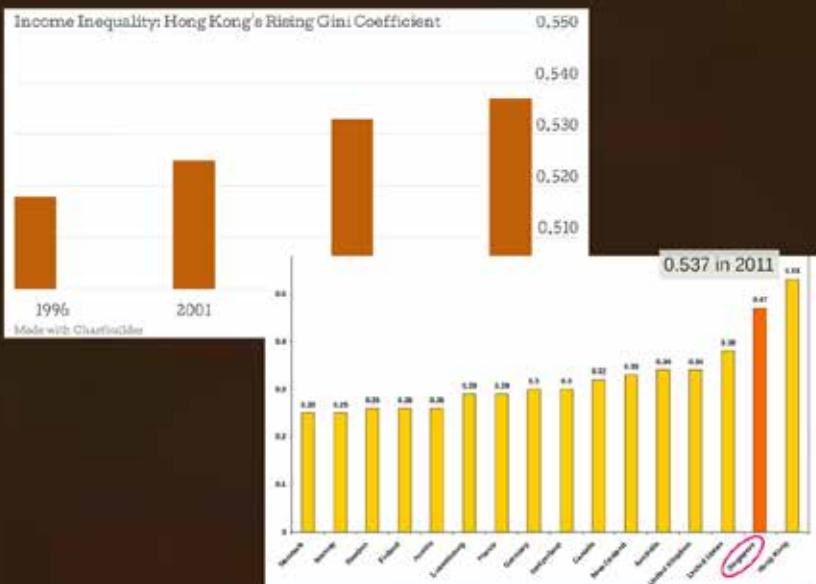
equal

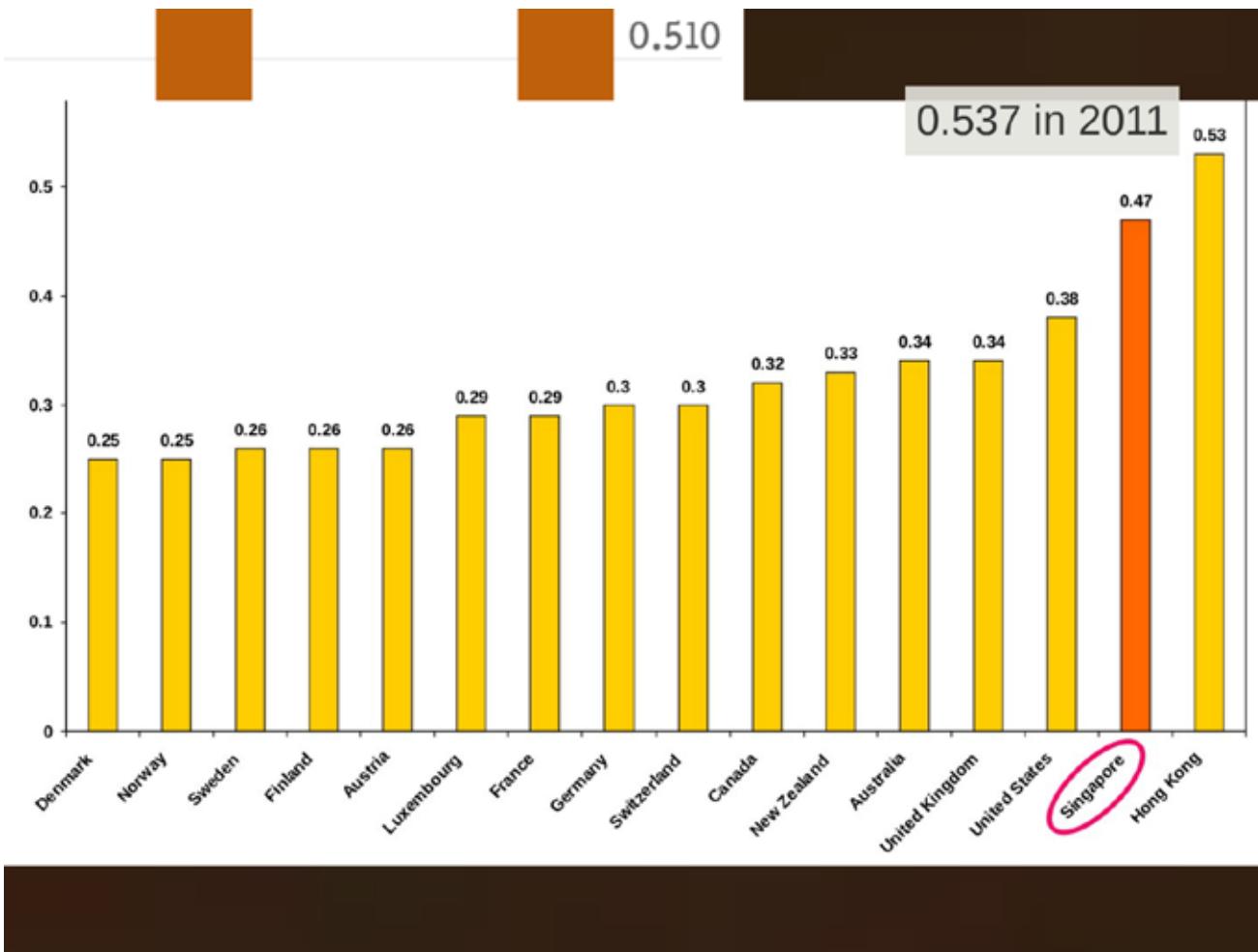


Income Polarisation

Lose of middle class jobs

Gini coefficient of income inequality

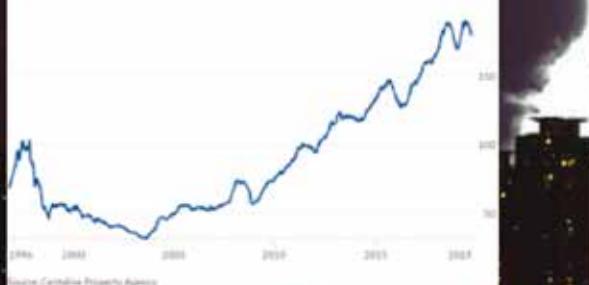




Unaffordable Housing

Hong Kong property prices still near record highs

Centaline Property Centre CPIs Consulting unit



Rapid Increase In House Price

Housing Affordability: Very Large Markets

2017 POPULATION OVER 5,000,000



Most expensive flats in the world

USD150,000 / sq m (45m/flat)

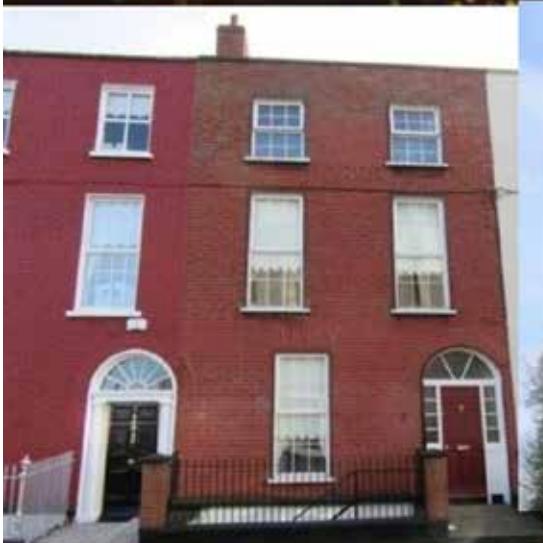
Yen 16m / sq m (4800m/flat)

Average house price (~60sq m)

USS1.2m / HKD9.6m / Yen135m

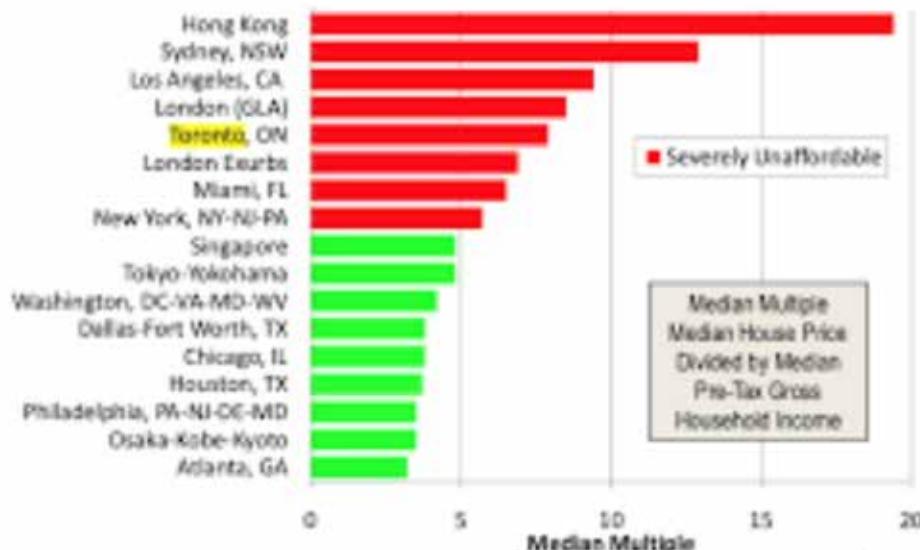


USS1.2m / HKD9.6m / Yen135m



Rapid Increase in House P

Housing Affordability: Very Large Markets 2017: POPULATION OVER 5,000,000



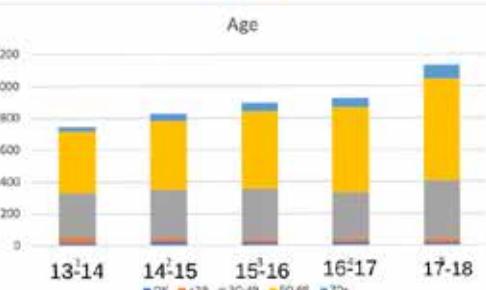
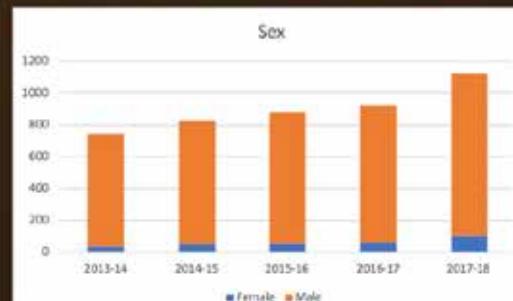
14th Annual Demographia International Housing Affordability Survey

Figure 1

Homelessness



Location	Number of registered street sleepers (2017-18)	
Roadside	97	Staircase/ corridor
Space underneath flyover	155	Lane
Park/ playground/ car park	633	Others (including fast food outlets)
Total	1127	



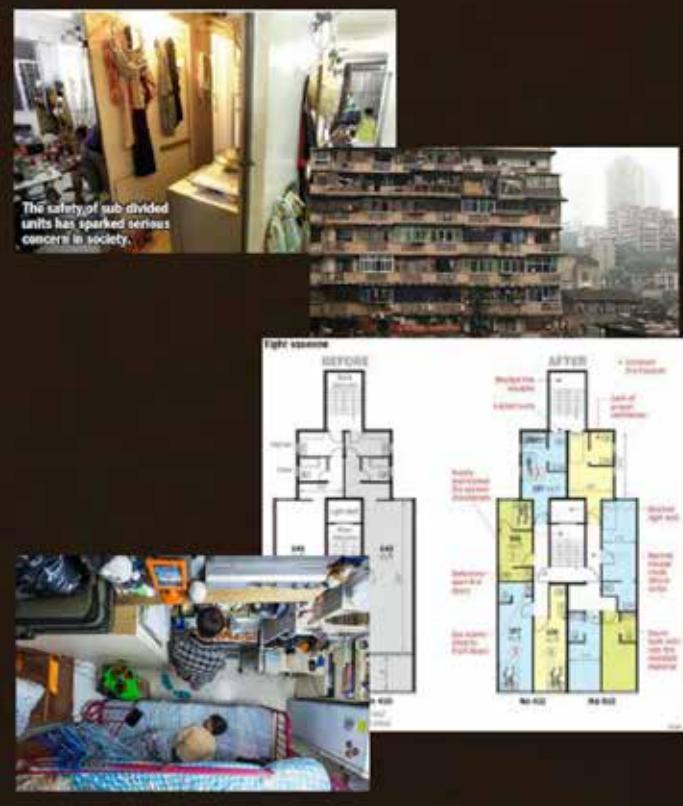
Welfare and housing system

Temporary Hostels



NGO services

Sub-Divided Units



2017 - ~100,000 families,
~200,000 residents

6 sq m per person
at high unit rents on par
with luxurious apartments

No security of tenancy

All being converted
illegally

Health and fire risks

Over a dozen casualty in
fire incidents

No large scale action to
eradicate

Public Housing

1954 -1973



1954-1973



after 1973 after 1973



Biggest public rental sector

Not for the poorest

Low
Rents

HOS

Assisted
Homeownership

Long waiting Queue

Young and Single

832,000 unit (29%)

40% households eligible

Affordability of tenants
<20% of market rents

New flats for sale discounted
price - shared equity scheme
17% of all households

>250,000 families waiting
Average 5.4 years

1954 - 1973



1973

1954



973

a



after 1973





Public Housing

1954 -1973



1954-1973 after 1973 after 1973



Biggest public rental sector

Not for the poorest

**Low
Rents**

HOS

**Assisted
Homeownership**

Long waiting Queue

Young and Single

832,000 unit (29%)

40% households eligible

**Affordability of tenants
<20% of market rents**

**New flats for sale discounted
price - shared equity scheme
17% of all households**

**>250,000 families waiting
Average 5.4 years**

Young and Single

Public Housing favours family and elderly applicants

Single non-elderly applicants
subject to quota and point scheme

Very small quota allocated

In 2018, only 2000 out of 27,000 units

Points assigned according to age and years of waiting

Very difficult for young applicants

If apply at age of 18, can be allocated after age of 40

Nearly impossible

Summary

Compact Small, dense, little land, efficient

Unequal big income disparity

Inequality in Luxurious housing
Housing Downmarket rental sector

Homelessness Not extensive but begins to rise

Big public Highly subsidised, low rent,
housing sector Long waiting list, against young
applicants

Prospect Acute shortage of land, big
housing demand

Struggling in an Unequal City – Housing Problems in Hong Kong

International Symposium, Urban Research Plaza,
Osaka City University,
15-16, February 2020., Osaka, Japan

Thanks You Welcome Comments

Ngai Ming YIP

Professor of Housing and Urban Studies, Associate Head, Department of Public Policy
Convenor, Urban Research Group, City University of Hong Kong

大阪市立大学先端的都市研究拠点事業総括シンポジウム
発表資料集

2020年5月13日

大阪市立大学都市研究プラザ

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

TEL:06-6605-2071 FAX:06-6605-2069

<https://www.ur-plaza.osaka-cu.ac.jp/index.html>